被災者・住民が決定する水害対策の 実現を目指す全国交流集会のご案内





近年、全国各地で今まで経験したこともない豪雨災害が続いています。ダム中心の治水理論は、とうの昔に破綻しています。

治水対策の要は、国、県、自治体の 独断を許さず、水害の犠牲者と被災者 から、何時、どこで、どのような水害 被害を受けたかを調査し、水害をどの ようにして防ぐことが出来るのかを 被災者の視点から考えることではな いでしょうか。全国でそんな問題が起 こっており、その被災者・支援者が発 言します。

また復旧復興の現場で発生している問題を語り合い、全国的な運動にしましょう。皆さんぜひご参加下さい。

と き) 2022年1月16日(日)午後2時~

ところ)桜十字ホールやつしろ中会議室(やつしろハー モニーホール、八代市新町 5-20、裏面地図参照)

資料代) 500円

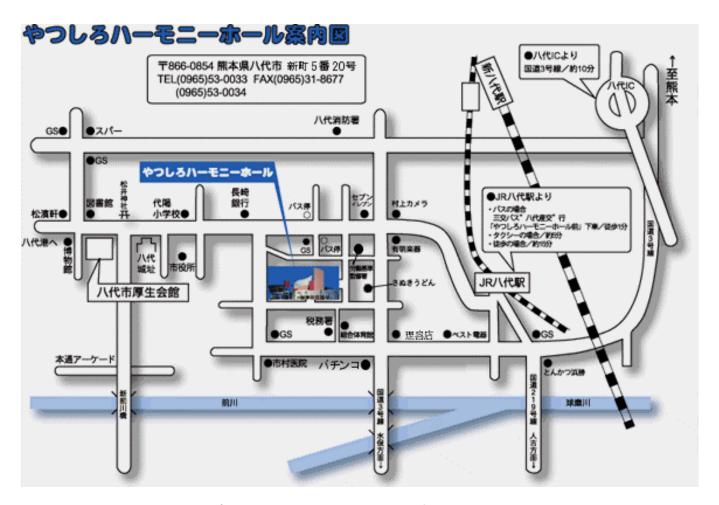
基調報告)中島熙八郎熊本県立大名誉教授(京大論工博)被災地からの報告)鬼怒川、肱川、真備町、川崎、千曲川、球磨川

*ZOOM でも視聴できます。https://bit.ly/3mF9Eqn



主催:ダム反対住民団体による新年学習講演会実行委員会

【問合せ】090-2859-5520 ezg02376@nifty.com 本村



(桜十字ホールのWEBサイトから)

2022年1月16日 桜十字ホールやつしろ中会議室

被災者・住民が決定する水害対策の実現を目指す全国交流集会 資料集

目次

| 式次第 | P 1 |
|-----------------------|-------|
| 集会宣言文(案) | P 2 |
| 中島熙八郎熊本県立大学名誉教授基調報告資料 | Р3 |
| 茨城県鬼怒川水害資料 | P 8 |
| 愛媛県肱川水害資料 | P 1 3 |
| 岡山県真備町水害資料 | P 1 7 |
| 長野県千曲川水害資料 | P 2 6 |
| 神奈川県多摩川水害資料 | P 2 9 |
| 熊本県球磨川水害資料 | P 3 9 |

2022 年 1 月 16 日 桜十字ホールやつしろ中会議室

被災者・住民が決定する水害対策の実現を目指す全国交流集会 式次第

| NO | 内容 | 発言者 | 時間(分) |
|----|----------------------------|--|-------|
| 1 | 開会挨拶 | 中島康(ダム反対住民団体による新年学習講演会実行委員会) | 5 |
| 2 | 基調報告 | 中島熙八郎熊本県立大学名誉教授 | 30 |
| 3 | 全国の水 害被災地 からの報告 1 | ※片倉一美さん(鬼怒川水害裁判原告団共同代表) ※染谷修司さん(鬼怒川水害裁判を支える会事務局長) ※有友正本さん(7.7水害を考える会) ※和氣數男さん(野村の未来を守る会代表) ※入江須美さん(野村の未来を守る会副代表) ※伊原潔さん(災害被災者支援と災害対策改善を求める岡山県連絡会事務局長) ※土屋栄美子さん(長沼地区支援会議) (※はオンライン参加者) | 40 |
| | 休憩 | | 10 |
| 4 | 全国の水 害被災地 からの報告 2 | 柳沢芳信さん(台風 19 号多摩川水害訴訟川崎原告団) ※船津了さん(台風 19 号多摩川水害川崎訴訟原告団 事 務局) ※本村令斗さん(7・4 球磨川流域豪雨被災者・賛同者の 会、人吉市会議員) 本田進さん(坂本町被災者・支援者の会代表) | 30 |
| 5 | 質疑応答 | | 45 |
| 6 | 集会宣言提案 | ※関根喜美子さん(球磨川豪雨災害被災者) | 5 |
| 7 | 閉会挨拶 | 茂吉隆典(ダム反対住民団体による新年学習講演会実行委員 会) | 5 |

【講師プロフィール】

中島 熙八郎(なかじま きはちろう) 熊本県立大学名誉教授(京大論工博)、くまもと 地域自治体研究所理事長。1947年1月26日大阪市生まれ。京都大学大学院工学研究科建築学専攻博士課程単修。熊本県立大学環境共生学部教授(2012年3月、定年退職)。専門は農村計画学(建築系)。『戦後における京都府政の歩み』、『図説集落ーその空間と計画』、『西山夘三の住宅・都市論』、『選良たちの宴から住民の自治へ』、『脱ダムへの道のり』(いずれも共著)他。

※今日の集会の模様はオンラインで中継し、後日インターネットで公開します。ご発言・ご質問される方はあらかじめご了承願います。

集会宣言文(案)

近年、全国で豪雨災害が頻発しています。その原因の一つには地球温暖化を背景にした 世界的な気候変動の問題が考えられます。国土交通省は気候変動に対応できていない従来 のダムを中心とする治水理論に固執するあまり、豪雨災害には対応できず、被害の拡大を 招くばかりです。ダム中心の治水理論は、とうの昔に破綻しています。にもかかわらず、 国交省は「流域治水」を隠れ蓑にして、ダムの延命を画策しようとしています。

治水対策の要は、国、県、関係自治体の独断を許さず、水害の犠牲者と被災者から、いつ、どこで、どのような水害被害を受けたかを調査し、水害をどのようにして防ぐことが 出来るのかを被災者の視点から考えることです。

また復旧復興の場でも、行政側が当事者である被災者の要求を聞こうともせず、また被 災者の生活再建を置き去りにしたまま行政主導の事業のみ進む状況が全国各地で見られま す。復旧復興をどうするのか決定するのも被災者や住民であって、行政ではありません。 行政が行うべきことは、被災者を思いやり、被災者の声を丹念に聞き取り、被災者に確 認しながら、被災者のための生活再建・復旧復興事業にしていくことです。

本日、ここに集った全国の水害被災者、支援者は、一丸となって被災者・住民が求める 水害対策と生活再建・復旧復興を実現していくために手を携えて闘っていくことを宣言し ます。

2022 年 1 月 16 日 被災者・住民が決定する水害対策の実現を目指す全国交流集会 参加者一同

最も重要なことは被災者・被災地域が抱える諸困難の軽減と生活・生業の再建・復興

被災者の約3/4(2021年8月の被災者アンケート調査結果)が大規模半壊以上の被害を受けた 2020年7.4球磨川水系豪雨災害から1年と半年。被災した人々は、元の場所、仮設住宅、別の場 所での再建や借家住まいなど様々な方法で、この期間の生活を辛くもしのいできました。

「被害」の深刻さと不安を抱え、不安定な中でも生活・生業を続ける為の労苦は多大なものがあり、さらに、安心と安全な安定した生活を取り戻す見通しを持つことが出来ているのでしょうか。

この事実を、その緊急性・重大性を国交省・県・地元自治体など行政はどう受け止めているのか。

ォーム、修復して住まい、営業している人々がいる一方、高齢者を中心に、 現住する仮設住宅にこのまま住みつづ

現任する仮設任もにこのまま任みフラ けたいと希望する人々。また、先のこ とを決めかねている人々。待ったなし の時間の経過とともに、対応は多様化 するのは当然のことです。

また、元の場所に戻った人々も、「も し、この前のような雨が降ったらどう なるのか」という不安は、今も付きま とっています。

すでに、元の場所・元の建物をリフ 3-1.被災の状況(1)

| ## %%# # | 全 | 体 | 高齢者 | 5世帯 |
|-----------------|-----|-------|-----|-------|
| 被災状況 | 実数 | 率 | 実数 | 率 |
| 全壊 | 126 | 51.2 | 41 | 53.2 |
| やむを得ず解体 | 25 | 10.2 | 6 | 7.8 |
| 大規模半壊 | 27 | 11.0 | 10 | 13.0 |
| 中規模半壊 | 12 | 4.9 | 6 | 7.8 |
| 半壊 | 23 | 9.3 | 5 | 6.5 |
| 一部損壊 | Э | 1.2 | 1 | 1.3 |
| 床上浸水 | З | 1.2 | 0 | 0.0 |
| 床下浸水 | 9 | 3.7 | 1 | 1.3 |
| 被害なし | 7 | 2.8 | 4 | 5.2 |
| その他 | 4 | 1.6 | 1 | 1.3 |
| 不明•無記入 | 7 | 2.8 | 2 | 2.6 |
| 合計 | 246 | 100.0 | 77 | 100.0 |

6-2.住まいについての要望(2):現在の住まい別(複数回答)

| | <i>-</i> | | | | CIRRO | | | | | | | | | |
|---------------------------|----------|--------------------------|------------------|-----------------|-------------------------------|-----------------|-----|----------|-----------------|------------------|--------|-------|------------|-------|
| 現在の(住まいについ) ての要望 | 語 | 住まい の方は 大丈夫 だった | 洗浄だ けで済 んだ | 向 応急修 理した | 宅 何もで きない で住ん でいる | リ フォー ムした | その他 | 仮設住 宅 | みなし 仮設住 宅 | 公営住 宅一時 入居 | 知人等のお宅 | その他 | 不明• 無記入 | 全体 |
| 仮設住宅の入居期限の | 実数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 76 | 3 | 2 | 0 | 1 | 0 | 82 |
| 延長 | 奪 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | _ | 0.0 | | 56.3 | 25.0 | 40.0 | 0.0 | 9.1 | 0.0 | 33.3 |
| もっと広い家に住みた | 実数 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 32 | 2 | 0 | 0 | 1 | 0 | 37 |
| U) | 率 | 0.0 | 0.0 | 5.0 | _ | 0.0 | | 23.7 | 16.7 | 0.0 | 0.0 | 9.1 | 0.0 | 15.0 |
| 建替えや改修への財政 | 実数 | 4 | 0 | 13 | 0 | 0 | 0 | 50 | 5 | 0 | 2 | 1 | 0 | 75 |
| 支援の増額 | 奪 | 16.0 | 0.0 | 32.5 | _ | 0.0 | | 37.0 | 41.7 | 0.0 | 66.7 | 9.1 | 0.0 | 30.5 |
| 住家の損壊判定の改善 | 実数 | 4 | 0 | 8 | 0 | 0 | 0 | 8 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 22 |
| (判定に不服) | 率 | 16.0 | 0.0 | 20.0 | _ | 0.0 | | 5.9 | 0.0 | 20.0 | 0.0 | 9.1 | 0.0 | 8.9 |
| - 災害公営住宅の建設 | 実数 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 40 | 3 | 5 | 0 | 1 | 1 | 52 |
| 父日五日に七の産政 | 擊 | 4.0 | 0.0 | 2.5 | | 0.0 | | 29.6 | 25.0 | 100.0 | 0.0 | 9.1 | 11.1 | 21.1 |
| 期間終了後も仮設に低 | 実数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 43 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 45 |
| 家質で住みたい | 率 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | | 0.0 | | 31.9 | 0.0 | 20.0 | 0.0 | 0.0 | 11.1 | 18.3 |
| その他 | 実数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 20715 | 率 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | _ | 0.0 | _ | 0.0 | 8.3 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.4 |
| 不明・無記入 | 実数 | 19 | 2 | 22 | 0 | 4 | 0 | 8 | 1 | 0 | 1 | 8 | 8 | 73 |
| 1 -33 >>\mathred{mathred} | 率 | 76.0 | 100.0 | 55.0 | | 100.0 | - | 5.9 | 8.3 | 0.0 | 33.3 | 72.7 | 88.9 | 29.7 |
| 回答数合計 | 実数 | 28 | 2 | 46 | 0 | 4 | 0 | 257 | 15 | 9 | | | 10 | 387 |
| | 率 | 112.0 | 100.0 | 115.0 | - | 100.0 | | 190.4 | 125.0 | 180.0 | 100.0 | 118.2 | 111.1 | 157.3 |
| 回答者数合計 | | 25 | 2 | 40 | 0 | 4 | 0 | 135 | 12 | 5 | 3 | 11 | 9 | 246 |

国交省水管理国土保全局の「ストーカー」的ダムへのこだわり

この間の「流域治水」なる美名の下に進められている行政(それも国交省水管理・国土保全局が強

田的に主導する)専決の治水対策を見るにつけ、上記「住民・地域の生活・生業の再建・復興第一」 という基本的な問題意識はほぼ感じられません。まさに「惨事便乗型の(ストーカー的)ダム建設推 進」姿勢がむき出しです。

被災者の望む水害対策中、「ダム」は僅か8.1%に過ぎず、その3倍近い21.1%が「(既存の) ダム撤去」を求めているにもかかわらず、国交省は流水型ダムを「科学的かつ最上の対策」として強行しようとしています。

蒲島県知事においては 2009 年「(穴あきダムを含む) 川辺川ダム建設計画の白紙撤回」を宣言しながら、「生命と環境の両立する流水型ダム」を熟考の末決断し国交省に要望するという茶番劇まで

12-2.水害対策への要望(2):大規模半壊以上被災率地域別(複数回答)

| 地域区分 | 90.09 | %以上 | 80.09 | %以上 | 60.09 | %以上 | 50.09 | 6未満 | 全 | 体 |
|------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------------|-----|-------|
| 水害対策要望 | 実数 | 率 | 実数 | 率 | 実数 | 率 | 実数 | 率 | 実数 | 率 |
| 宅地かさ上げ | 22 | 47.8 | 24 | 21.8 | 16 | 22.5 | 5 | 35.7 | 67 | 27.2 |
| 高台移転 | 18 | 39.1 | 22 | 20.0 | 9 | 12.7 | 4 | 28.6 | 55 | 22.4 |
| 堆積土砂の撤去 | 10 | 21.7 | 54 | 49.1 | 40 | 56.3 | 6 | 42.9 | 111 | 45.1 |
| 河道掘削 | 7 | 15.2 | 43 | 39.1 | 39 | 54.9 | 7 | 50 | 97 | 39.4 |
| 中川原を小さくする(撤去する) | 1 | 2.2 | 13 | 11.8 | 29 | 40.8 | 1 | 7.14 | 45 | 18.3 |
| 川幅を広げる | 8 | 17.4 | 12 | 10.9 | 12 | 16.9 | 4 | 28.6 | 37 | 15.0 |
| 堤防のかさ上げ | 9 | 19.6 | 50 | 45.5 | 16 | 22.5 | 7 | 50 | 83 | 33.7 |
| 遊水地の確保 | 8 | 17.4 | 26 | 23.6 | 17 | 23.9 | 5 | <i>35.7</i> | 57 | 23.2 |
| 田んぼダムをつくる | 4 | 8.7 | 18 | 16.4 | 11 | 15.5 | 2 | 14.3 | 35 | 14.2 |
| 流水型 (穴あき) ダムをつくる | 3 | 6.5 | 13 | 11.8 | 3 | 4.2 | 1 | 7.14 | 20 | 8.1 |
| 市房等球磨川流域のダムを撤去する | 6 | 13.0 | 27 | 24.5 | 16 | 22.5 | 3 | 21.4 | 52 | 21.1 |
| 山林・山を保全する | 14 | 30.4 | 42 | 38.2 | 38 | 53.5 | 6 | 42.9 | 100 | 40.7 |
| その他 | 0 | 0.0 | 1 | 0.9 | 2 | 2.8 | 1 | 7.14 | 4 | 1.6 |
| 不明・無記入 | 7 | 15.2 | 16 | 14.5 | 12 | 16.9 | 3 | 21.4 | 39 | 15.9 |
| 合計 | 117 | 254.3 | 361 | 328.2 | 260 | 366.2 | 55 | 393 | 802 | 326.0 |

^{*1:}地域別については、「被災地不明」5票を除く241で集計

演じてているのです。

13-2.住民の意見聴取・反映についての評価(2):大規模半壊以上被災率地域別

| 13-2.住民の意見職取・反映にフい | ての計画 | 11 (2) | ・八双侠 | 干圾以」 | 山双火华 | 713754 (37) |
|--------------------|------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 意見聴取・反映の評価 | 年齢 | 90.0% 以上 | 80.0% 以上 | 60.0% 以上 | 50.0% 未満 | 全体 |
| 被災者・住民の声が聴かれ、その意見 | 実数 | 5 | 3 | 1 | 0 | 9 |
| が反映されている | 率 | 4.5 | 6.5 | 1.4 | 0.0 | 3.7 |
| 被災者・住民の声が聴かれているがそ | 実数 | 36 | 17 | 30 | 4 | 87 |
| の意見が反映されていない | 率 | 32.7 | 37.0 | 42.3 | 28.6 | 35.4 |
| 被災者・住民の声が聴かれていないの | 実数 | 34 | 8 | 24 | 5 | 73 |
| で、意見が反映されていない | 率 | 30.9 | 17.4 | 33.8 | 35.7 | 29.7 |
| その他 | 実数 | 5 | 1 | 1 | 0 | 7 |
| -CO/IB | 率 | 4.5 | 2.2 | 1.4 | 0.0 | 2.8 |
| 不明・無記入 | 実数 | 30 | 17 | 15 | 5 | 70 |
| 个吗·無毡人 | 率 | 27.3 | 37.0 | 21.1 | 35.7 | 28.5 |
| 女性合計 | 実数 | 110 | 46 | 71 | 14 | 246 |
| XIIO81 | 率 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |

^{*1:}地域別については、「被災地不明」5票を除く241で集計

限界を示す矛盾に満ちた水管理国土保全局の「治水」対策

①新たな河川整備基本方針について(2021.09.13 付け熊本日日新聞記事より)

新たな基本方針案は気候変動を加味。洪水時に球磨川に流れる想定最大流量について、人吉(人吉市)で現行の毎秒7千トンを8200トンに、下流の横石(八代市)では毎秒9900トンを1万1500トンに引き上げる。

※河道への配分流量については、横石は500トン増の8300トンとしているが、人吉地点は4000 トンのまま。(2007年5月作成の前基本方針との比較)

支流の川辺川で検討中の流水型ダムや遊水地といった洪水調節施設を整備すれば、7月豪雨と同規模の 洪水でも堤防は越えない。しかし、人吉より下流の大部分では安全に水を流せる目安となる「計画高水位」 は超えてしまい、堤防や護岸が危険な状態になる恐れがある。

国交省河川計画課は「<u>過去のパターンを考慮して設定した雨の降り方に比べ、7月豪雨は降り方に偏りがあり、球磨川中・下流域の雨量が大きく上回ったため</u>だ」と説明する。県幹部は「国交省はダムなどの洪水調節施設によって安全に水を流す目標の設定を"金科玉条"としてきたが、今回、大きく転換した」と受け止める。

※既往の基本方針策定に際しては、過去の降雨記録を基に最大流量を設定してきた。にもかかわらず、今回は「過去最大の流量」となった2020.07.03~04の記録を除外している。「降り方に偏りがある」などは理由にもならない屁理屈でしかない。今後も線状降水帯等による豪雨は頻発することが予想され、雨量も増加することが考慮されるべきである。

小委員会メンバーでもある蒲島郁夫知事は6日の会合後、報道陣に囲まれた。洪水時に安全に流せない 方針案を受け入れるのかとの質問に「昨年の豪雨に対応する計画にしないのかという疑問は出てくると思 うが、<u>委員会が最大限に努力した結論だ</u>」と答えた。

蒲島知事は7月豪雨を「500年に1度」の異例な事態にたとえ、「千人にテストを作る時、500年に 1人の天才のために作れば誰も答えられない。それより、999人の平均に合わせないといけない」。地元 知事として方針案に理解を示した。

※テスト問題作成に例えるなど、とんでもない。被災者・当該地域住民を小馬鹿にするような「この人」の人格が問われるような発言である。

洪水時に安全に流せない区間が生じる危険性に対し、国交省と県は「被害の最小化を図る」との考えで一致する。<u>リスク情報の提示や避難体制づくりなどのソフト対策を強化し、地元住民を巻き込んだ「流域</u>治水」を推進すると強調する。

しかし、長期的な治水対策の目標が過去の実績に届かない現実は横たわる。「実際に起きた洪水に対応できない目標では住民は安心できない。異常気象が続く中、もっとひどい豪雨の発生も念頭に置くべきではないか」。球磨川流域を地盤とする県議の一人は疑問を口にした。

※まさに「実際に起きた洪水」を、身をもって体験し、未曽有の恐怖を味わい、肉親を亡くした被 災者、流域住民の多くが同じ受け止め方をするのは当然である。では、何故熊本県知事や流域自 治体の首長の多くが、唯々諾々と「承服」するのか。とりわけ、熊本県には水害の大きな原因と なり、犠牲者を発生させた球磨川の多くの支流(二級河川)の水害対策を適切に実施してこなか った責任が問われます。さらに、流域自治体首長も含め(特定多目的ダムとしての)川辺川ダム 白紙撤回後の「ダムによらない治水対策=河川整備計画」策定、事業実施を国交省に忖度して進 めることなく無為に放置したことも。

②河川整備計画について(2021年12月14日付け熊本日日新聞記事より)

国土交通省は13日、昨年7月豪雨で甚大な被害が出た球磨川水系で策定する河川整備計画について、 熊本県人吉市の基準点で「50年に1度」、八代市で「80年に1度」の大雨を安全に流せる治水対策とする目標を示した。支流の川辺川への流水型ダム建設が柱で、計画期間はおおむね30年。

今回の整備計画が完了しても、「数百年に1度」とされる7月豪雨と同規模の洪水では被害を完全には防 げない。ただ、人吉市付近では堤防からの越水を、球磨村など中流域では家屋の浸水被害を防げるとして いる。熊本市中央区で開いた球磨川水系の学識者懇談会の会合で説明した。

※2020年7月豪雨では、中流域を中心に、多くの沿川集落で家の1階、ひどい場合は2階まで水につかり、流失した住宅が多く発生した。その多くは河川整備計画のないまま、「川辺川ダム」で調節することを前提にした高さでの宅地かさ上げが実施されていた。その「安心」が仇となり、多くの犠牲者を出している。

整備計画は、現在見直しを進めている長期的な河川整備基本方針に沿って当面の対策を具体化するもの。 基本方針では、人吉市で80年に1度、八代市で100年に1度の大雨を想定している。

整備計画策定に当たっては気候変動を加味。降雨量を従来の1・1倍にして計算した。対策の目標とする流量は、人吉市の人吉地点で50年に1度の降雨時の毎秒7600トン、八代市の横石地点では80年に1度の毎秒1万1200トンとする。

※1/80、1/00 などの大雨発生確率は、基本的には流域の想定氾濫区域内人口、同資産及び流域 面積等によって設定されたもの。決して精密かつ長期にわたる気象記録によるものでは必ずし もない。2007年の前基本方針ではその他に、「1/100より小さい確率はない」、「他の水系と 比較しても著しくバランスを崩すものではない」、「球磨川水系では、計画規模を超えるような洪 水は発生していない(1953~2007年の間)」などとして 1/80 が決定されていた。

整備計画に位置付ける新たなダムは、普段は水をためない流水型。旧川辺川ダム計画と同じ相良村四浦に本体の高さ107・5メートル、総貯水容量約1億3千万トンの同規模で建設する。

計画にはほかに、遊水地や河道掘削など今年3月に国や県がまとめた「流域治水プロジェクト」の対策を盛り込む。目標達成のため、新たに人吉市やその上流での河道拡幅や堤防整備なども追加。川下りやアユの生育など、河川の利用や環境との両立も図るとしている。

以上の記事に示される一連の流れは、水管理国土保全局(九州地方整備局内)の「川辺川ダム建設」への、常人には理解しがたい頑迷固陋なまでの執念を示すとともに、彼らの「手持ちの政策手段・事業手段の限界」を示すものだと言えます。

ダムはさておき、「手持ちの政策手段・事業手段の限界」について述べておきます。

1 2020年7月豪雨の雨量、最大流量を除外する事

一部には「500年に一度」と表現されますが、川辺川ダムを治水専用の遊水型にして建設し、他の対策を講じても、人吉地点上流部で 12 時間雨量 321 mmに達する豪雨による水害を防ぐことは出来ないことを国交省自身が認めているのです。このことは「水害を施設だけでは防げない場合がある」との記述が同省の予算概要説明中に見られるようになっています。

2. 整備計画で人吉地点を「1/50」雨量としている事

球磨川流域治水協議では当初、8,200 m²/sを最大流量としていましたが、その根拠のひとつが、2020年7月豪雨時の最大流量7,900 m²/sというものでした。加えて「川辺川ダムが出来ていれば浸水面積は6割減らすことが出来ていた」ともしています。その前提は多分「人吉地点で1/80」

だったのですが、そのままでは上記新聞記事中の「人吉市付近では堤防からの越水を、球磨村など中 流域では家屋の浸水被害を防げる」ことにはならないので「1/50」に下げたものと考えられます。

3. 最終的には「逃げる事」に

今次の河川整備基本方針中にはソフト対策が前方針に比べ多くの文言を割いて縷々述べられています。このことは、国交省の独壇場であった「施設による治水」の限界を求めざるを得ないことを示しています。そのこと自体、意味のあることですが、その具体策を講じるに当たっては、2020年7月豪雨時の一連の避難対策の綿密な点検を要しますが、支流の氾濫による多くの犠牲者についての詳細な原因分析は行なわれていません。「防災安全度」向上に真剣に取組むべきです。

4. 「流域治水」と言いながら9割近くを占める山(森林)の保全対策が欠落

今次水害の大きな要因の一つは、無秩序な山林の皆伐と杜撰な事後処理による山の崩落です。一連の対策の検討中にこのことに触れることはありませんでした。したがって、このような危険性の除去対策の具体化に関する記述は極めておざなりです。

5. ダムの限界と危険性について

国交省水管理国土保全局自身、流域の総合的土砂管理を論じる中で、ダムの存在が大きな障害になっていることを認めています。要するにダムは河川の自然な流れを遮断、或いは妨害する巨大な構築物以外のなにものでもないのです。今次企図されている流水型ダムは、その問題を作る側から「解決する」究極の手段と言えるでしょう。したがって、これを否定されることはダムの全否定を意味する事になるのです。

周知のようにダムは各所で災害を引き起こし、増悪させています。水害の原因となる水・土砂・立木等を一箇所に膨大な量を貯め込みます。そしてダムを守る上で限界に達するといわゆる「緊急放流」を行ない、それらを一気に下流へと放出するのです。危険を貯め込み、一気に吐きだす巨大な危険物とえるでしょう。危険は下流にとどまりません。上流においてもバックウォーターによる水害を発生させているのです。

また、人工造林の過度の広がりや除間伐等の手入れ不足、皆伐や獣害等による荒廃の広がりは、土砂崩壊を引き起こし、河床を埋め、洪水時には大量の土石・土砂・立木を発生させます。ダムでこれらの発生を防ぐことは出来ませんし、貯水容量を減らすばかりです。砂防堰堤もかりです。

2022 年 1 月 16 日を連帯した闘いの出発点に

以上のように、今次水害を防ぐ上でも、今後の水害対策についても、国交省水管理国土保全局が中心的役割を担うことは不可能であり、間違った方法だと言わざるを得ません。ましてや、被災者・被災地域が抱える諸困難の軽減と生活・生業の再建・復興のためには、むしろ「国交省による治水」は障害にすらなりかねません。

私たちは、このような考えの下に、1980 年後半以来「ダムによらない治水」、「ダムは造らせず、撤去を」、「治水安全度ではなく防災安全度を」、「行政決定ではなく住民決定を」を求めて闘ってきました。国交省は、私たちの闘いに学び、近年、住民との直接的接触を拒み、傘下に従えた「地方公共団体」と「有識者」、「地域・団体代表」による閉ざされた集団による決定を押し付ける方法を選択するに至っています。

このような非民主的方法を打破し、民主的な住民決定へと引き戻すため、全国の水害被害者・関係住民の力を結集し、共に闘っていくことが必要にして不可欠だと考えるものです。

2022年1月16日を、全国のみなさんとの連帯した闘いの出発点にしようではありませんか。

鬼怒川水害・常総市「被害者の会」&裁判原告団からの報告

鬼怒川水害裁判原告団共同代表 片倉一美 「被害者の会」共同代表世話人 染谷修司

1, 水害発生の状況

(1) 経過

2015年9月10日早朝、若宮戸、午前6時ごろ、自然堤防(堤防がない)を掘削したメガソーラー設置箇所から、決壊状態となった氾濫水が、勢いを持って原宿・小保川方面まで大量に押し寄せて来た。

逃げ遅れた方がヘリコプターで救出された。

八間堀川、上流である若宮戸と上三坂の氾濫水が大量に押し寄せ、八間堀川が溢れ、20時頃大生小学校付近で堤防決壊。旧水海道市街地が水没。9月11日からは家の中に取り残された方約430人がヘリコプターやボートで救出された。常総市役所も水没・孤立した。

常総市の約1/3の面積に相当する約40kmが浸水。当時の常総市世帯数は約21,000、浸水を受けた世帯は約8,000、常総市の人口の約4割の方々が被害を受けた。

(2)被害の状況

- ① 発災当時
- ◆ 住宅被害

全壊:53 大規模半壊:1,591 半壊:3,519 床上浸水:193 (上記合計5,356) 床下浸水:2,508 (床下入れると7,864) 常総市の世帯数は約21,000 37.4%の世帯が被害を受けた。

被害認定の2次調査を受けなかった世帯:約7割(推定)

- ◇ 商店の廃業:40(2015年報道) 営農断念:240(推定)
- ◆ 農業被害総額:約75億5000万円 中小企業被害総額:約196億7000万円
- ◇ 避難: ヘリコプターで救助: 1,339人 ボートなどで救助: 2,919人 避難所39箇所に 6,223人が最大時避難
- ◇ 災害関連死:13人 直接死:2人(関連死は申請せずで、もっと多かったと推測)
- ◆ 人口流失:2015年報道で約1,000人減(日本人転出:1,068人)



② 6年半経過した今の状況

i : 事業者や「災害援護資金」を借りた方は、3年の猶予期間が過ぎて、借入金の返済 に利子分を含め支払っている。コロナ災害も重なり、大変苦闘している。

ii:大事な家族や財産などを失った方は、今も喪失感を抱きながら、生きている。

2,「被害者主人公」を核心にして、取り組んできたこと

(1) ボランティアセンターを、立ち上げできたことが、後の活動の源泉

災害発生後10日目には吉野サポートセンターというボランティアセンターを立ち上げ、被災した家庭の家財の片付けや災害ゴミの処理。「ボラセン通信」を発行し、寄せられた支援物資を被災家庭に配りながらニーズを聴くという活動をした。その後被災各地での支援物資提供会を13回実施。食事会や被災者と支援者の交流会なども企画実施した。









野来は軽下フに傾んだまま提供しました





久しぶりの再会もあった りで歓談が弾んだ若宮戸 での食事会

当初、ボラセン活動は当初手探り状態だったが、半月もたたないうちに、支援制度活用というテーマがあると分かり、「住宅の応急修理制度」「生活再建支援制度」の内容を伝える通信を発行。10月3日には「公的支援制度を学ぶ」学習会を開催。講師の 0 さんからは「阪神大震災の時には生活再建支援制度はなかった。どんな支援制度を受けられるかではなくて、被災者が主人公になって声をあげ、切実な課題を解決することに核心がある」ということを学ぶ。吉野サポートセンターとして市対策本部に「災害支援対策・緊急申し入れ書」(第1次)を提出。

「床上浸水1mで決めないで!大規模半壊または全壊として被害認定をして欲い」という被災者の切実な願いを伝える、ボラセン通信6号を作成、浸水した世帯への新聞折込み(1万枚)を実施。発災2ヶ月後の11月3日、黙っていては解決しない!私たちのギリギリの願いを声に出すしかない国・県・市・マスコミは私たちの声を聴いて下さい!!」緊急集会を開催。浸水被害があった地区の区長宅を訪問し、この集会への賛同署名をいただき、区長を通じて集会開催の「ボラセン通信7号」を配布して貰った。当日は、市長、市議13/22人、国会議員1人、県議2人参加を含み全体で130人の集会となった。

1 1月6日の知事発表で、半壊認定に25万円、住宅応急修理の所得制限撤廃、農業機械・ 施設に10分の6補助、中小企業50万円補助が実現した。その結果を伝える「通信8号」を

新聞折り込みで全市配布した。



11/3 国・県・市・マスコミは私たちの声を聴いて下さい」緊急集会の様子。130人参加

(2)「被災者ではない、被害者だ」と訴える方々と出会い「被害者の会」結成

11・3集会を総括する中で、被災者の切実な願いを実現するためには「被災者主人公の組織」が必要で、またそれは可能なのではないかと話し合われた。11・3集会参加者の家を訪問したりして、準備会的会合を開いたりして後「常総水害・被害者の会」を正式発足とし、会の世話人なども決めた。当面の方針として、以下の2つの方針 ①12月20日に「被害者の会」主催で集会を開く ②「被害者の会」として政府交渉を行う が決まった。

12月20日「~泣き寝入りはゴメンだ~常総市水害・被害者集会」を石下の地域交流センターで開いた。この建物も被災し暖房がない中、250人が参加する「被害者の会」の発起集会となった。「オール常総で危機と支援制度の壁突破を」追究。地元選出の国会議員、県会議員とも話し合い参加を申し入れた。当日は共産党国会議員2人、同県会議員2人、自民党県会議員1人、常総市長、隣の坂東市長が参加、自民党の国会議員2人と地元もう一人の県議か

らのメッセージが寄せられた。この集会では「被害実態に基づく損害賠償要求書の作成」と「常総市水害・被害者の会」会員募集を行い、その場で137人が会員となり、2016年10月現在では約270人の会員・賛助会員へと発展していった。

2016年1月29日の政府交渉を皮切りに、国・県・市との交渉をこの6年間、何回も継続している。政府交渉は9回、県は8回、市は12回+αである。



政府交渉の様子

3, 鬼怒川水害裁判に、常総市民起つ

(1) 常総水害はなぜ起こったか

鬼怒川・常総市大水害の原因は大きくいえば次の3つになる。

一つは若宮戸での溢水。昔から地域住民を水害から守ってきた自然堤防を、国交省は河川区域に指定しなかった。その結果メガソーラー業者による掘削を許し無堤状態となった。洪水を心配した周辺住民や常総市から堤防の早期実現の要望があったにも関わらず、土嚢を2段固定もせずに積んだだけであったために土嚢はすぐに崩れ、膨大な氾濫水が石下地区に流れ込んだ。



二つは上三坂での堤防決壊。地盤沈下の進行によって上三坂地区は、堤防高が低い



区間の中で特に低い箇所となっていた。優先的に堤防 嵩上げを行わなければならない緊急性があり、か つ国交省もそのことを認識していたにもかかわらず、 国交省は当面7年間で行う改修の対象としなかった。 その結果、安全度が一番低い上三坂で越水が起こり(約 20cm)越水した水が川裏側を洗掘。それが進行・拡大 し、堤体の崩壊が継続し決壊に至った。

三つは、若宮戸と上三坂からの大量の氾濫水が下流である旧水海道地区に押し寄せ、八間堀川でも3箇所で堤防が決壊。八間堀排水機場の運転操作や管理のミスも重なり、鬼怒川東側の旧水海道地区の大部分が浸水した。

(2)大東水害訴訟・最高裁判例にあぐらをかく、国交省を今度こそ許さず、 河川行政を変える決意でのたたかいをしている

線状降水帯があった。しかし、「異常気象の自然災害で仕方がなかった」とすることは断じてできない。国の瑕疵に対する損害賠償請求の裁判となっているが、賠償金が欲しいのではない。「改修計画があり、現に改修中だったし、想定外の降雨があったのだから仕方がないですよ。国の責任は一切認めませんよ」と、大東水害訴訟・最高裁判例にあぐらをかく国交省の河川行政を変えるために裁判に立ち上がっている。この判例を打破しない限り、これからも全国各地で水害が起こり、被害を受けても、住民は泣き寝入りしなければならなくなる。

① 大東水害判決の瑕疵判断基準とは

<判断基準1>(河川管理、特に河川改修における一般的判断基準)

河川の管理についての瑕疵の有無は、過去に発生した水害の規模、発生の頻度、発生原因、被害の性質、降雨状況、流域の地形その他の自然的条件、土地の利用状況その他の社会的条件、改修を要する緊急性の有無及びその程度等諸般の事情を総合的に考慮し、河川管理における財政的、技術的及び社会的諸制約のもとでの同種・同規模の河川の管理の一般水準及び社会通念に照らして是認しうる安全性を備えていると認められるかどうかを基準として判断すべきである。

<判断基準2>(改修計画に基づいて改修中の河川についての判断基準)

改修計画に基づいて現に改修中である河川については、右計画が全体として、右の見地 (判断基準1の「過去に発生した水害の規模」から「改修を要する緊急性の有無及びその程度等の諸般の事情を総合的に考慮し、河川管理の一般水準及び社会通念に照らして」の部分)から格別不合理なものと認めらないときは、その後の事情の変動により未

改修部分につき水害発生の危険性が特に顕著となり、当初の計画の時期を繰り上げ、又は工事の順序を変更するなどして早期の改修工事を施行しなければならないと認めるべき特段の事由が生じない限り、当該河川の管理に瑕疵があるということはできない。

② 鬼怒川水害裁判での被告国側の主張(準備書面9からの抜粋)

i: 若宮戸について

「砂丘(自然堤防)は堤防と見ていない」(原告は発電事業者による掘削を許した瑕疵を主張するが)「堤防整備を進める上で考慮され得る種々の事情の一部のみをとらえて、堤防整備の順序の合理性を論難するものにすぎず、鬼怒川の改修計画が不合理であることを示す事情とはいえない」と主張している。

ii:上三坂について

「『改修の遅れ』はあったが、(改修途中だったのだから)格別不合理ではない。河川管理の瑕疵の問題ではない」

と言い切っている。

③ 治水にはダムとスーパー堤防を主張する国交省は「原子カムラ」と同じ「河川ムラ」 鬼怒川では2012年完成の湯西川ダム建設費には1840億円と巨額が投じられた が河川改修事業費は毎年10億円前後しか当てられず、2015年水害発生時の茨城県 堤防整備率は約17%であった。

2019年の19号台風で全国142箇所の河川堤防が決壊、そのうち86%は越水が主要因の決壊だった。鬼怒川上三坂決壊と同じメカニズムである。ダムを優先するために、越水しても決壊しにくい堤防の技術(フロンティア堤防)を隠蔽してきたこともこの間明らかになった。利権体質そのものだ、この理不尽に負けることはできない。真に「国民の生命と財産を守る」国交省に変えなければならぬ。干曲川で耐越水堤防が実現した。隠蔽してきた「不都合な真実」を隠蔽し続けることが通用しなくなったのだ。

裁判に参加したいが「水害で疲れ切って、裁判までは頑張れない」という被害者も多かった。国相手の裁判で勝つことが容易でないことは分かった上で「常総市民、裁判に起つ」なのだ。2月25日水戸地裁での結審が目前だ。判決日は未定。この裁判はどのような判決となっても最高裁まで続くだろう。国交省の河川行政の欺瞞を打破したい。これ以上「泣き寝入り」しないですむ日本にならなければならない。地球規模での危機の中ではこの道しかない。その課題に連帯して向かうことで危機を打破する一員としてできることをしていく。

4, 今後の課題

- (1) 当面の最大の課題は水戸地裁判決を勝利に導くために、何をするべきなのかだ。 今回の熊本集会に学んで、常総市でも結審を控えて2月11日に集会を開く。全国連帯も要請し、この集会を成功させ判決を正常な物にする世論を形成していきたい。
- (2) コロナ禍では災害として位置づけ、無利子、連帯保証人なしの融資も実現している。 災害である水害被害者に押しつけている「利子と連帯保証」をつけている支援制度を 打破したい。
- (3)「広域避難と要支援者避難」を真備に学び、改善する課題が常総市では残っている。 そのほかにも、改善しなければならない課題は多い。6年半過ぎたが、裁判以外でも 「被害者主人公の活動」を粘り強く継続する。

肱川に於ける西日本豪雨災害

7. 7水害を考える会 有友正本

- 1.洪水の規模 最大流量 6,200トン
- 2.異常洪水時防災操作

野村ダム 最大放流量 1,797トン 鹿野川ダム 最大放流量 3,742トン

- →この操作により、両ダム直下で激甚な被害ダム直下の流下能力を無視した
- 3.通報態勢の不備

野村ダム 午前6時50分→6時20分へ変更されたが西予市へ伝わらず。 鹿野川ダム 通報されたのは7時30分→5分後に緊急放流開始

- 4.被災状況
 - 4.1.死亡者 野村、5人 大洲、3人
 - 4.2.被災家屋 大洲市

床上浸水 2,086 床下浸水 780 被災事業所 959

4.3.被災家屋 西予市野村町

床上浸水 351 床下浸水 44

5.考察 災害を大きくした原因

ダム中心の治水対策 堤防建設の遅れ 河道への土砂の堆積 住民無視の治水対策

野川ダム

新聞7.11

毎秒3700~

は「予想を超えた雨量だっ 放流された。治水の担当者 3700小の水がダムから 約6倍に当たる最大毎秒約 た」と話すが、住民からは て4人が犠牲になった大洲 ダムの操作は適切だった 川の氾濫で広範囲が冠水 住宅に浸水するなどし 安全とされる基準量の 増し、 少に引き上げた。午前7時 心部などの約4600世帯 毎秒約3700ヶに達した。 を越え始め、放流量は最大 たままにせざるを得ず、午 すぎにはゲートをほぼ開い 前9時ごろ、川の水が堤防 に浸水し、住民は家の2階 肱川中流に位置する市中 上限を毎秒約850

市。

0 小で、超えると家屋への 放流量の基準は毎秒約60 の上流にある鹿野川ダム のか」と疑問の声が上がっ (大洲市)。安全とされる 西予市から大洲市を経 瀬戸内海へ流れる肱川 おり、約2次の高さまで浸 約1万世帯で断水が続いて んできたりして4人が死亡 や屋根の上に一時取り残さ 水した一部のコンビニやス れたり、自宅に水が流れ込 れた。車に乗ったまま流さ し、水源も被災。9日時点、 量を超えた。やむを得なか 雨量が多過ぎてダムの容

ーパーは営業のめどが立っ ないか。事前にもう少し調 整できたのでは」と疑問を 野菜も全て駄目になった。 岡和男さん(67)は「育てた の放流量が多過ぎたのでは こんな被害は初めて。ダム ていない。 同市菅田町菅田の農業谷 人洲市治水課の担当者は

えた雨量だった」と話した。 工夫していたが、想像を超 の担当者も一ダムの操作は 交通省水管理·国土保全局 った」と説明。管轄する国土

7日午前5時半には雨量が

上限に徐々に放流を開始。 日から基準の約600%を 風7号が九州に近づいた3

大洲市などによると、台

浸水の可能性があるとされ

14

大洲市避難指 犠牲

4 ムの流入・牧充量が「過失者が出た。同6時20分には、国土交通省から鹿野川ダーを いたが、市内では4人の死者が出た。同6時20分には、国土交通省から鹿野川ダード 8 に出した避難指示は、肱川本流の水位が市の基準を満たすのを待たず発令され Pl 7 に出した避難指示は、肱川本流の水位が市の基準を満たすのを待たず発令され

尋常ではない」と判断、

発

- 時点の予測で、

「雨量が

ほか、長浜地域など海に近 所の水位を基準としている 流700

区)の両水位観測 地点)と大川(旧大成橋上 は市を九つのエリアに分け い」としている。 準を見直さないといけな と受け止めていた。 て発令。大洲第二(肱川橋 6千小の見込みとの情報も 受けたが、非現実的な数字 台を即決したとする。 同課によると、 同課は「最大放流量毎秒 避難指示 発令基

15以に達する」との同6時 所の水位が同10時半に8・ のメール。「大洲第二観測 省大洲河川国道事務所から たきっかけは、同7時7分 市が避難指示の発令を決め に市治水課員が受信した同 危機管理課によると、 鹿野川ダム放流や大洲市避難指示の主な経緯
(国土交通省資料や取材を基に作成)
7日
(中前5時10分) (山鳥坂ダム工事事務所→市)
洪水調整中、最大毎秒1800分の流入が予測され、850分に
増量予定。容量を使い切った時に実施する「ただし書き操作
(異常洪水時防災操作)」の可能性あり。 としている。 ては、 いエリアは潮位も発令基準

川地域と、河辺地域につい 甚大な浸水被害が出た肱 水位に関して他地域

のように具体的な発令基準 は、 を定めていなかった。

(2~5・7・8面に関連記事 同課

ムの流入・放流量が「過去最大になる見込み」との情報を受けていたが、

流入

西日本豪雨などによる肱川水系氾濫で、

大洲市が7日午前7時半に市内全域

放流量は発令基準に含まれていなかった。

肱川支流の河辺川の増

するが「今回の規模の浸水 水状況を参考にしていると

は想定していなかった」と

事務所長と市長のホットラ で入る。一方、鹿野川ダム 情報は同省山鳥坂ダム工事 国道事務所からメールなど 水位情報は同省大洲河川

いことはよく分かった」と Lでは、ダム事務所側には は600%。6時50分のH が市に入っていた。鹿野川 応じたとの記録があるとい ダムの安全とされる放流量 放流見込み」ーなどの情報 ム2十二、鹿野川6十二の 大の流入・放流量になる見 込み」 > 6時50分 「野村ダ 04、05年を上回る過去最 される」 〇6時20分 「20 大1800%の流入が予測 のHLでは、5時10分一 イン(HL)などで入る。 宮隆久市長が「普通でな 同省によると、7日午前

市は避難指示について、

ール(大洲河川国道事務所→市=午前7時7分受信)

二水位観測所の水位が午前10時半に8.15粒に達する

用意していた「ただちに避

どは放流量を基準に避難指県の那賀川流域の那賀町な 防災学) ター長の中野晋教授 河川の場合、 には放流量で決まる。 た徳島大環境防災研究セン 日に大洲市内を視察し 流量で決まる。 徳島場合、水位は一義的 (地域

午前6時20分

午前6時50分

午前6時58分

との予測。

午前7時35分 異常洪水時防災操作開始

大洲市が市内全域に避難指示

午後0時20分 大洲第二水位観測所が観測史上最大の8.11 流を記録

午前8時42分 38005,流入(管理開始以降最大) 午前8時43分 37425 放流 (管理開始以降最大)

異常洪水時防災操作終了

はないか。 刻など具体的な情報を伝え 放流量や浸水の開始予測時 放流量と浸水の関係を理解 している住民が多かった。 示を出している。視察では

具体的情報 行動促 せる

山鳥坂ダム建設 中止が妥当

松山市 北川 正治(83)

るダム 決壊を心配 という投稿が掲載され 18年の西日本豪雨の際 ごせることが起きた。 たが、それを思い起 野村ダム(西予市)、 本欄に「老朽化す 私は2012年3 異常洪水時防災操作を 行い一気に放流。肱川 被害が発生した。 者が出るなど、甚大な 氾濫により8人の犠牲 ダム工事事務所は、 **闽土交通省山鳥坂** 決壊を防ぐための

の管理者はダムの破

要な箇所を避けてでも

規模な地滑り対策が必

 肱 川 支 流 投資は理解できない。 費約1320億円もの ないと思われ、総事業 そもそも山鳥坂ダム建 設の発端は松山市など 治水効果はほぼ見込め として建設中だ。 と今度は「治水ダム 中予への分水だった 分水が中止となる ٠ 河流 が妥当と考える。 山鳥坂ダム建設は中止 葉が忘れられない。 が理にかなっている。 蒙雨時の肱川氾濫で損 が常々口にしていた 内の兄の家は西日本 ダムは怖い」との言 肱川の河道整備や 今は更地だ。

16

『2018年7月岡山県 西日本豪雨災害の記録と考察一語り、書き、調べ、支え、考える』から(2021年5月31日、岡山県自治体問題研究所刊)

岡山県 防げたはずの豪雨災害

磯部 作(岡山県自治体問題研究所副理事長)

1, 岡山県における西日本豪雨災害の状況

2018年7月初旬の西日本豪雨災害では、1959年の伊勢湾台風や1961年の第二室戸台風、1976年には台風による水害などがあったにもかかわらず、岡山県知事などが「災害が少ない」と宣伝してきた岡山県において甚大な被害が発生しました。

西日本豪雨災害による岡山県内の被害は、10月10日現在、人的被害は、死者は61人、 行方不明は3人、住家被害は、全壊が4822棟、半壊は3081棟、一部損壊は1111棟、床上浸水2921棟、床下 浸水は6037棟でした。非住家被害も発生しています。被害は、岡山県西部を流れる高梁川流域の市町村を中 心に岡山県内の27市町村すべてに及んでいて、死者や行方不明などの人的被害があったのは、倉敷市の52人 をはじめ、総社市や井原市、高梁市、笠岡市などです。農業被害など産業の被害も甚大です。



倉敷市真備町は、南流する一級河川の高梁川に東流する支流の小田川が合流する地点に位置します。真備町の中心部は河川の氾濫原であり、近代以後でも 1893 年 (明治 26 年) の大水害をはじめ、1972 年や 1976 年などに水害に見舞われています。

真備町では、西日本豪雨で、小田川と、その支流である岡山県管理の高馬川、末政川、真谷川の堤防が8か所で決壊していて、末政川などの陸閘(りっこう 通常は河川の堤防のある部分を通行できるように途切れさせ、増水時にゲートにより塞ぐ施設)からの越流もあり、真備町全体の27%にあたる約1200haが浸水し、約4600戸が浸水被害を受けました。堤防決壊付近では、濁流により家屋が破壊されており、浸水は深い所で水深5.8mにも達し、住宅の二階までも水没しました(左写真)。このため、多くの住民が二階の屋根に避難して救出されましたが、51人もの死者があり、そのうち42人は障害をもった高齢者などの要支援者でした。

真備町の西にある小田郡矢掛町でも、小田川の堤防が決壊して 小学校や住宅などが浸水被害を受けました。

倉敷市真備町の上流に位置する総社市や、その上流の高梁市で

は、吉備高原の峡谷部や狭い谷底平野を流れる高梁川の急激な増水による氾濫で家屋などが水流に飲まれました。

総社市では、高梁川東岸の日羽や、西岸の草田などでは家屋や農地に重大な被害が発生していて、高梁川の 堤防が決壊しました。日羽では、急激に水位が上昇したため、傍に山があったにもかかわらず、高梁川沿いの 国道を封鎖しようとしていた作業員が流されて死亡しました。真備町に隣接する下原では、小田川からの浸水 被害とともに、浸水したアルミリサイクル工場の爆発に伴う爆風で多くの家屋が損壊しました。

高梁川中流の高梁市でも、高梁川支流の成羽川と高梁川の急激な増水による氾濫で、合流地点である落合をはじめ、その下流で高梁川流域の広瀬や玉川、成羽川流域の成羽などで屋根まで達するような水害が発生しま

した。とりわけ、成羽川では、橋が流され、河岸が大きく抉り取られました。高梁川と有漢川などの支流との 合流点などには大量の土砂が堆積して河床が上昇しています。

岡山市では、東区で一級河川の砂川の左岸堤防が決壊したため、その南東にある平島や南古都の住宅団地や



農地、工場など 750ha が浸水し、住宅の浸水は 7645 棟と岡山県内で 最も多かったのです。北区の旭川流域や笹ヶ瀬川流域などでも水害 が発生しています。

岡山県内では、土砂崩れによる被害も笠岡市や井原市、倉敷市など各地で発生しています。

洪水により高梁川から大量の流木や戸などが瀬戸内海に流出して 海ごみとなり、水島灘に面する浅口市寄島町では漁港などに溜まり、 漁業の妨げとなりました (左写真)。

2, 西日本豪雨災害の原因

西日本豪雨災害は、高梁川上流の新見市新見で7月7日朝までの48時間雨量が420 mmに達し、観測史上1位を記録するなどの豪雨に起因します。しかし、それはあくまで災害の素因です。

近年、地球温暖化が進行する中で、このような豪雨の発生が増加しており、気象庁は豪雨災害前日の7月5日 (木)の午後2時すぎに、台風や大雪以外では異例の緊急記者会見を開き、西日本から東日本の広い範囲で週末まで雨が降り続く恐れがあり、「大きな河川でもかなり増水し、決壊する可能性もある」と厳重注意を呼び掛け、全国ニュースで放送しました。このため、行政やダム管理者などは、これに対して事前に適切な対策を取るべきでした。しかし、高梁川上流にある新成羽川ダムや河本ダムなどの4ダムの貯水量の推移をみると、6月末から貯水量を増加させており、気象庁の緊急会見以後も予備放流はしていなかった。このため、ダムが満水に近づいた7月6日午後8時前頃から緊急放流が行われ、降り続く豪雨により、高梁川の水位は急激に上昇しました。高梁市広瀬では午後10時までに12.89m、総社市の日羽では7日午前0時半に13.12mの最高水位を記録し、その後は計測不可能となっているのです。峡谷部では高梁川沿いの国道から5m以上の水位を記録した所もありました。そして、その下流の倉敷市真備町では、小田川や高馬川などで背水(バックウォーター)が発生し、午前0時前頃から高馬川や末政川、さらに午前7時前には小田川で、次々と堤防が決壊したのです。

高梁川の急激な水位の上昇は、支流の成羽川にある中国電力の新成羽川ダムの放流による寄与率が高いのです。成羽川は高梁川の支流ではあるが、その流域面積は930 km²で、成羽川との合流地点以北の高梁川の流域面積974 km²とほぼ同じであり、岡山県の速報値によると、新成羽川ダムは7月6日午後10時30分に最大流量2074 km²/s に達し、新成羽川ダムより6 km下流にある成羽では最大流量時の流量は7月6日午後11時20分に3300 km²/s となり、そのうち新成羽川ダムの放流量が63%を占めているのであり、高梁川と合流して新成羽川ダムより35 km下流にある日羽でも最大流量時の流量6960 km²/sの30%を占めています。しかし、中国電力は岡山県にも放流時の資料などはほとんど開示していません。因みに、高梁川上流の新見市にある岡山県営河本ダムの最大放流量は、高梁の最大流量時の流量3289 km²/sの23%、日羽の最大流量時の流量の11%です。高梁川と成羽川の合流地点の落合では、新成羽川ダムの放流水が到達した時には、成羽川の水が高梁川を逆流しています。また、真備町の郷土史家が、「高梁川の水位が急上昇した時の水がいつもの洪水時と違って濁っていなかった」と証言され10、支流で山肌や川岸を侵食した泥水ではなく、ダムからの放流水が一気に下流まで流れたものと考えられるのです。

なお、小田川の堤防は、決壊した高馬川との合流付近では標高 17mで、下流部の堤防の高さを 2mも下回っていました。また末政川の堤防も決壊地点では橋もあり、下流部の堤防より 1m以上低くなっていました。

河川勾配(川の流れる方向の川底の傾き)は、高梁川が 1/900 に対して小田川は 1/2200 であり、小田川の水が高梁川に流入しにくいため背割堤(二つの河川が合流したり、隣あって流れるために、流れの異なる二河川の合流をなめらかにしたり、一方の川の影響が他の河川におよばないように二つの川の間に設ける堤防)を設けていますが、洪水時には問題があるため、小田川を旧西高梁川の河道に移し、高梁川への合流地点を現在より下流の船穂にする河川改修工事が計画されていましたが実施されていなく、小田川の堤外には樹木も茂っていました。また、天井川(砂礫の堆積により河床が周辺の平面地よりも高くなった川)化した末政川や内山谷川などでは、河川の堤防より約 2mも下げて国道が交差していて、陸閘は閉められず、そこから越流しています。

ただ、洪水が発生したとしても、事前に避難ができれば死者や行方不明者は発生しません。しかし、倉敷市では、小田川の北側の真備町に避難指示を出したのは高馬川の決壊後約2時間の7日午前1時半で、避難勧告も豪雨が降り続いていた6日の午後10時であり、「避難準備・高齢者等避難開始」は6日の午前11時30分に倉敷市全域の山沿いに出されましたが、それは「土砂災害」に対してだけでした。倉敷市が作成していたハザードマップは、浸水地域をほぼ正確に予知していましたが、総社市のハザードマップのような地区単位の詳細なものは公表していませんでした。真備町が「平成の大合併」で倉敷市に編入された地域であることも影響したでしょう。「災害が少ない」などの宣伝が、住民の防災意識を向上させなかったことも否めません。

また、行政の開発許可によって、真備町や岡山市東区平島などで、以前は水田などであった後背湿地(沖積平野にある低平・湿潤な地形)へ、防災対策も不十分な状態で、住宅団地などが造成されたことが問題です。福祉施設も真備町では低地に、高梁市成羽や総社市作原では川沿いの洪水危険地域に建設され、被害を受けており、真備町では岡山県立のまきび支援学校が、最も小田川沿いの低湿地に 2014 年に建設されています。高度経済成長期以後、大企業が集積の利益を求めて倉敷市水島などの条件の良い所を整備して立地しましたが、労働者などの住宅は河川の後背湿地や真砂土(まさど 花崗岩が風化してできた砂状の土壌)地帯の斜面などにも建設されているのです。

さらに、高梁川上流などでは、農林業の衰退、過疎化や高齢化の進行が続いており、水田の荒廃や間伐していない山林が保水力を低下させていることなども問題です。

3, 西日本豪雨災害からの課題 は、日本の大量国中では江戸寺立の古史寺は、日本の日本会社会の日本書

近年地球温暖化が進展する中で、今回のような豪雨災害が各地で起こっているだけに、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出を大幅に削減させること、とりわけ、その排出寄与率の高い産業界や運輸業界での削減や自然再生可能エネルギーへの転換が急務です。

それとともに、温暖化による豪雨災害を見通した防災対策をしなければなりません。そのためには、堤防の整備や、河道掘削、樹木伐間などの河川改修や河川管理を行うこと、開発許可は防災面の安全性を優先すること、とりわけ、福祉施設などについては災害の危険性のない地域への立地を最優先すること、流域全体で農林業などを防災面の効果も含めて育成することなどが求められます。また、気象庁が緊急記者会見をした場合などにはダム管理者は事前放流を実施しなければなりません。さらに、行政は、避難準備・高齢者等避難開始や避難勧告、避難指示なども早めに、正確に出さなければなりません。真備町では指定避難所の77%が今回の豪雨災害の浸水地域にあったことなどは、早急に改善されなければなりません。そのためには、ハザードマップや防災計画を、住民とともに、専門家も含めて作成し、地域の環境などについて熟知しておくことが必要です。

ハザードマップのベースマップとなる地形図や天気図などを判読する地理や地学の教育も重要です。

紙数の関係で、被災後の避難所の問題や、その後の生活再建や産業再建などについては触れることができませんが、西日本豪雨災害の直後から酷暑が続いただけに、避難所となる学校などに空調設備を設置することやバリアフリーにすることなども課題です。

今回の西日本豪雨災害は決して想定外ではありません。このため、一級河川を管理する国や、二級河川を管理する県、避難勧告や避難指示を出す市などが事前に防災対策を実施していれば、このような災害は防げたはずです。国の専門機関である気象庁が公に発した警告を蔑にして、多くの死者まで出したことは重大な問題です。現に、東日本大震災で津波被害を受けた宮城県石巻市大川小学校の裁判では、管理職や設置者の責任を明確にした判決が出されているのです。二度とこのような災害を繰り返さないためにも十分な防災対策が求められているのです。

注1) 高梁川と小田川の合流点の真備町川辺在住の郷土史家・加藤満宏氏(78歳)

追記 本稿は、拙稿「岡山県における西日本豪雨災害の状況と課題」(『住民と自治』2018 年 11 月号) にその後の調査を踏まえて書き直したものである。また、岡山県内の西日本豪雨災害については、岡山県自治体問題研究所の『住民と自治付録岡山版』では9月号以後に住民や自治体職員などの体験記を掲載している。初出誌 大阪自治体問題研究所、自治体問題研究所『豪雨災害と自治体 防災・減災を考える』 編集自治体研究社 2019 年 1 月 31 日より転載。

図 1-1 は 5 頁に移し、他の原稿と重複する写真は削除し新たに被災状況の写真と顔写真を加えた。被 災状況の写真は 2018 年 7 月に筆者撮影。地名のふりがなは削除して掲載。

災害支援から見えてくる課題

伊原 潔 (倉敷市真備町被災者支援センター共同代表)

はじめに

地球温暖化とともに夏に発生する水害が脅威となる昨今、何処にでも起こり得る災害としての認識が被災地 支援の輪を広げています。2018年7月6日に発生した西日本豪雨災害では岡山県全域に被害が及び全国各地か らボランティアが駆け付けました。

私も岡山市平島地域と倉敷真備町のボランティア活動を通して、災害対策連絡会岡山を立ち上げ今日も倉敷市真備町で活動を続けています。一方で活動の壁のような行き詰まりを感じることも多くありました。行政との壁、ボランティア間のつながりの希薄さ、支援組織の一体感の欠如、長期に及ぶ支援への疲弊、住民自治の弱さ、コロナ対策から見える限界など、立ちはだかる見えない壁に悩みつつ今日に至っています。勿論、勇気づけられ、励みになった経験や全国の支援者の皆さんからの応援は、助け合おうとする人々の間に連帯感を生みだし、その活動を通して被災者が励まされ「希望を見出そうと胸がいっぱいになった」との話も聞きました。そうしたことが人への信頼を失わないで活動を続けられる力になっていると思っています。その経験を少しまとめてみることにしました。

1、組織はつくってもボランティア活動とは一致しない難しさ

県労会議の事務局長をしながら日頃からお付き合いのある団体に呼びかけ「災害対策連絡会おかやま(以下、 災対連おかやまと言う)」を結成しました。私は加盟団体が一体でボランティア活動に取り組むよう提案しま した。それは広島の経験が頭にあったからです。

2014 年の広島土砂災害で地元の皆さんが支援に駆け付けた近県の仲間と一体で活動する姿を活動の見本のように思えました。実際に真備町でも全国から縦線を通じて支援活動の申し入れが来ました。しかし、現地に私たちの拠点があるわけでもなく、結局、全国からの支援は社協を通じての活動していただくことになりました。当初、災対連おかやまは「市内の平島地区で共産党の竹永市議会議員がやっている事務所を拠点とする活動に参加しよう」と、加盟団体に参加を呼び掛けましたが誰も参加しませんでした。結局、呼びかけた3回の支援活動は私一人のボランティア活動となりました。それぞれの団体は独自に支援活動をやっていましたが「災対連おかやま」としての集団活動には至りませんでした。

それは倉敷真備町での支援も同じで、連日、私は全国のボランティアに交じって社協の活動に参加しました。 1 人でしたが、私にとってはボランティア活動を見直す契機となりました。私は常に周りの人たちに声を掛け、 「どこから来たのか?」「ボランティアは初めてか?」「寝泊りはどうしているの?」「いつまでここで活動を」 などと聞くようになり、多くのボランティアは真備町が初めてではなく、東日本大震災以来、各地の災害救助 に関わっていることが分かりました。つまりボランティアをステイタスにしている人がいること、多くの人が 一人で活動していることを知りました。活動は一時的な人もあれば、真備町に長期滞在して支援活動をする人、 ほとんどのボランティアは自費でやっていること、若者が多いことなども分かってきました。余談ですが、何 度目かの活動で、私のご近所の方とグループが一緒になったことがあります。何度も来ていると聞き、自分の 町内のすぐ近くでボランティア活動に熱心な人がいることに親近感を覚えました。毎日、目立つように労働組 合や民主的な活動家にもわかるようにと最賃 T シャツを着て活動をしましたが、それが目立って会話になるこ とがあり、この体験は貴重でした。

勿論、共産党倉敷市議員団の努力もあって、真備町川辺に支援センターの事務局を構えたときは感無量でした。このセンターを拠点に全国から災対連の仲間の支援を受けることができ、また多くの支援物資をいただくこともできて、支援センターの存在意義を実感するようになりました。実を言うと、今日までこの活動が続くとは思っていませんでした。

2. 長期に及ぶ支援は相当な覚悟をもって

支援センターの設置を契機に活動の幅は広がり、被災者の皆さんとの結びつきも強く広くなってきました。 支援センターはサロンのような役割を担うようになり、相談に来る人も増えました。県議、市議さんがいる時 は相談が直接、解決につながることも多く、その連携は素晴らしいものでした。議員から行政の支援が消極的 だと聞き、その課題を支援センターで実現する(支援物資の制限なき提供)のも私たちの役割でした。行政の できないことを私たちがやっている充実感がありました。毎日、支援物資を求めてくる人が絶えません。特に コメや衣類などの日用品、暖房器具に対する要望は多く、それに応じた全国からの支援も多岐にわたりました。 ところで、支援センターの担当者は当初、私一人でした。毎日、岡山市から倉敷市真備町に通うのは大変で した。集団でボランティア活動ができるといいのですが、常駐者を探しながらの活動でした。結局、毎日一緒

ところで、支援センターの担当者は当初、私一人でした。毎日、岡山市から倉敷市真備町に通うのは大変でした。集団でボランティア活動ができるといいのですが、常駐者を探しながらの活動でした。結局、毎日一緒に事務所で活動してくれる仲間は見つからず、見かねた被災者の方がボランティアとしてお手伝いして下さるようになりました。毎日ではないですがこれには助けられました。イベントの時には駐車場を貸してくれる人も現れました。仲間や議員が入れ替わりで来てくれましたがどうしてもやりくりできず、アルバイトを雇いました。それで随分楽になりましたが、多くの被災者の皆さんに助けられ、事務所を維持できたことに感謝しています。

3, 被災者の人権を守る視点

一般に言われることですが、被災者の写真は撮らない、災害の状況をこちらから聞かない、差別や分断を持ち込まないなどです。支援物資や食事の提供も来た人には対等に接することが重要です。しかし、禁止事項というのは分かりやすいのですが、行政の人権に対する姿勢や平等な対応という視点・点検が話題になったこともあります。行政は支援物資の提供をやりたがらず、ボランティアセンターに任せたままでした。行政が物資提供を1回だけ実施したことがあります。ルールがあり1人10点まで、時間制限もありました。その上、帰る際に袋の中身もチェックされました。被災者への弁当支給も仮設暮らしの方が避難所に貰いに行くと「泥棒扱い」されたという話も聞きました。

私たちの支援センターでは支援物資の持ち帰りに制限は設けず自由にしました。その関係で、手当たり次第に物資を探し大きな袋いっぱい詰めて帰る人もいました。毎日来て新しい物資を持ち帰る人もいましたが、私たちはそれを止めませんでした。物資は毎日来ましたから、多少のことには目をつむりました。お米の提供も3kgを基本としていましたが、5kgの袋を見つけてほしがる人もいましたのでそれも拒否しませんでした。

なくなればまた来てくださいと言って、安心して物資の提供が受かられるようにしたことが被災者の信頼につながりました。写真も控えて、撮る場合は許可を得ていましたが、それでも背中側の写真しかありません。難しいところです。また、連絡先もアンケートに書いてもらいました。その代わり要望の物資が来れば必ず連絡して、連絡先記入の有効さを実感していただくようにしました。その分だけこちらも支援物資を送っていただけるように広く発信を続けました。どうしても届かない物資はこちらで購入しました。

4. 自主的・意識的なボランティアとして

行政が中心となるボランティアセンターには多くのボランティアが結集しました。私も最初はそうでした。 言われるままに「泥出し」などをやっていました。「このままでは建て替えをするしか再建できないのでは?」 との思いが膨らみ、独自の支援活動を追求するようになりました。しかし、社協のボランティアセンターとの つながりを切ると支援が独断になるのでは?との思いから研修会には参加するようにしました。

私は県のボランティアとして登録されています。その関係で今でも情報をいただいています。多くのボランティア団体が同じように考えていたと思います。独自の活動をしながらボランティアセンターとつながっています。コミュニティー再生のお手伝いをしようと社会福祉協議会の課長さんに相談に行ったこともあります。町全体の活動と自分たちの活動が乖離しないように注意をしながらの行動でした。

そうしたことが独自の支援を追求しながらも多くの団体とのつながりを深めることになりました。被災者の 実態把握とコロナ禍での避難訓練学習でも援助をいただきました。

5, 遠くからくるボランティアとの連携・連絡

ボランティア同士が連絡を取り合い、連携をもとに自分ではできない専門技術が発揮される場合があります。 水道工事、カビ抜き、解体、ブロック塀の取り壊し、エアコン室外機の取り外し、太陽光発電パネルの取り外 しなどです。多くの専門家に助けられました。

こうした連携は何処の地域でもあるようですが、真備町では様々な専門家が活動しました。水害写真の再生、 大型家電を提供するボランティア、癒しを専門とする手芸やモノづくり、音楽、歌手やスター・アイドルの激励訪問もありました。弁護士による法律相談もありました。有名人の訪問には多くの被災者が励まされたと思います。

私が人間関係の中で、特に思い出に残っていることはプロのコンサートに無料で招待できたことです。参加された被災者の皆さんにとても喜ばれました。もう一つは、裏木戸を壊してほしいとの要望があり、これには困りましたが、丁度、休日を利用して解体を専門に真備町に来ていた知人のボランティアに助けられました。一時は絶対に無理と思っていましたが胸を撫で下ろしました。大変だったのはその後、解体廃材をごみ処理場に運ぶことでした。快く軽トラで運び出してくれる「災対連おかやま」の仲間が助けてくれたのは本当に嬉しかった。やはり人間関係に勝るものはありません。社協のボランティア団体からはもち米やお菓子などの提供を受けました。こうして書いていると当時の人のぬくもりが思い出され、それが自身の人間性を豊かにしているようで日常ではなかなか体験できないことばかりでした。

当時3ヵ月くらいで、物資を送ってくれた支援者に近況報告をするようになりました。毎回250通のハガキを送るのも大変でしたが支援者に対する感謝の気持ちが通信を送る力となりました。最近は思うような支援もできず、暫く報告が途絶えていましたが、この小論を契機にまた書いてみようと思います。

6、コロナが影響したボランティアの限界

2020年になるとコロナ感染症が広がりました。そんな時に熊本の水害が発生しました。地震に続く水害の発生でしたので、なんとしても支援に行きたかったのですが、現地は他県からのボランティア受け入れを拒否していました。押し付けは出来ませんが、熊本の知人からは PCR 検査をして陰性ならばボランティアを受け入れるように運動している旨の紹介があり、岡山県でも同じようにできないか危機管理室に尋ねましたが、現地の要望だと聞き入れられませんでした。結局、支援はかなわず募金運動を続けました。街頭には3回立ちました。自主的な募金活動も含めて7万円を超えました。県内ボランティア団体は支援物資を送るなどの活動を続けて

いました。倉敷市真備町の体験から金銭的な支援が一番と考えたのは物資を集めるスペースがないのが理由ですが、今から思うと東日本大震災のようでなくとも募金に協力してくれる人たちがいることが希望です。

十分な支援にはなりませんが、「人間には助けがいる」との信念を持ち続けることができ、限界はあっても、 そのことが人間性を豊かにするエネルギーになるのだと考えています。ボランティアは人のためじゃなく「自 分の為にするものだな」と考え直しています。

7. 住民自治とコミュニティーを再生させる困難さ

水害が落ち着き、自宅の再建が進みだすと地域のコミュニティー再生のお手伝いが課題となりました。多くのボランティアがこの課題に向き合いました。

年末の餅つき、節分の海苔巻き、節句のお萩づくり、お団子の会、餃子や焼きそばの会、ホットケーキで茶 話会、コンサート、神戸バス旅行、感謝のつどいなどイベントを続けながら被災者同士の会話ができる場所を 提供してきました。楽しかった思い出ばかりです。

この延長線上に地域コミュニティーの再生があることを願っていました。被災した地域は若者が少なく、再建したお家も少ない中で町内会の再建が始まっています。お隣同士が以前のようにお付き合いできる環境をつくる上でも会話のできる場所が必要でした。

どれだけのお手伝いができたのか?と考えるほどのこともできずに半年間が過ぎました。

支援センターは2回目の移転で落ち着き、余裕が出た頃に地域を訪問してみました。皆さん元気そうでしたが、コロナ感染を気にして閉じこもる生活が続いていました。何とか町内会らしい以前のお付き合いも始まったようで安心しました。老後の資金を再建にあてた被災者の皆さんの暮らしはつつましいものでした。これからもお元気に暮らされること、困ったときにはご相談をとお伝えするだけでした。

被災者の皆さんと一緒に取り組んだ医療費の減免期間延長の取り組みは2年間の減免期間を実現させました。 全国でも初です。被災者自らが署名に立ち上がり、暮らしと命を守る運動に広がる運動のお手伝いができたこ とが私たちには何よりの喜びでした。この体験を暮らし改善に役立ててほしいと願っています。

8. 住民に寄り添うボランティアとして、要求実現のための被災者支援を

ボランティアと言えば泥出しや支援物資の提供などの活動を想像される方も多いと思うのですが、そうしたことはボランティア活動の本質ではありません。一般的なボランティア活動は災害の初期には必要ですがその後をどうするのかが大切です。被災者の生活再建を支援する活動であり、被災者に寄り添う活動が求められます。泥出しや支援物資の提供で信頼関係をつくりながら、被災者が自立できるように支える活動をどのように展開していくのかが大切です。残念ながらノウハウはありません。

現状に即して要求を大切にしながら、被災者の自立を促すことこそがボランティアの役割だと考えます。人は頼り切ると自立心を失いことがあります。なんでもしてあげる支援ではなく、その人が自分で考え選択できるように寄り添い行動することが求められています。世代ごと、親子関係、地域とのつながり、人それぞれの生き方があります。それを助け、時間を掛けて自分の選択ができるように支援することです。それは行政も同じです。実際に多くのボランティアが関わって住民は復興に踏み出しています。住民もそれを望んでいたと思います。その実現のために一緒に努力することがボランティアの役割だと考えています。

私たちにとって、医療費の減免継続の運動はまさしく、一連の活動の柱でした。いくら支援活動をやっても 一体感は生まれません。この街で暮らしていく決意をするための生活の支えが必要です。疲れ切った身体を癒 して、自宅再建と仕事に付き、安定した暮らしを実現するためにも医療費の減免継続は必要でした。 住民自らが署名を集めて自分たちの手で暮らしと命を守る運動ができたことは、政府いいなりの市政を変え、自らの力で生活再建を目指す住民自治の芽生えにもなったと考えられます。勿論、要請書を作成して県に掛け合い、倉敷市でも要請のお手伝いはしました。要請には被災者の皆さんが声を上げ、災対連おかやまの仲間が一緒に行動してくれました。ボランティア活動では連帯感は生まれませんでしたが、こうした時には力を発揮できる力強い味方となりました。当然ですが共産党の県議、市議さんにはお世話になりっぱなしで安心して活動が出来ました。2年間の医療費免除は実績となって全国に広がると思います。長野県の災害で同じように支援団体をつくられた方から連絡があり、要請文・災対連ニュースなどを参考に送りました。減免期間が延長されたとのメールが来た時は、支援物資と義援金を届けたことも相まって、お互いに喜び合いました。

9. まとめ

私たちはコロナ禍で何ができるのか?

正直、コロナ感染が拡大する下でイベントは出来ず、被災者との連絡は郵便の連絡だけとなりました。これには参りました。どうすることもできず頭を痛めていましたが、共産党の市議さんとも話し合い、「被災者訪問」となりました。

いつもお手紙を出している皆さんを訪問してお元気な姿を拝見すると此方も勇気づけられます。安心して暮らし、街に活気が戻ることを願わずにはいられません。それでもすべての方にお会いできるわけではありません。支援センターの周りの家も訪ねて回りました。

思わぬところで議員さんの知り合いの家が見つかり、被災後のお話も詳しく聞くことができました。

コロナ感染を心配して「家に閉じこもりがちな人」も多くあり、地域のお祭りも自粛され暮らしぶりは静かでどなたも寂しそうでした。コミュニティーやご近所とのふれあい、町の祭りなどの行事の大切さなど、人は社会的な生き物だと実感もしました。

倉敷市議選挙も終わり、再度、被災者宅を訪問しようとの話し合いも行われました。コロナ禍での取り組みを考えるよりも、コロナが終息すれば何ができるのかを考えるようになりました。勿論、恒例のお餅つき、サツマイモを植えてみようとも。さらに復興を確認できるような、「新しくできたお店の良いところや利用してよかったことを交流しては?」との提案も出され、活動に意欲もわいてきました。Facebookに水害後の復興や課題を紹介するページを開いてみては?などの考えも浮かんできました。とにかく、できることは何でも挑戦してみたいと思います。水害の訴訟も始まりましたので傍聴行動もしています。

継続こそ力と言いますが、お節介でも街の復興のお手伝いは試行錯誤の中で信頼関係を育んできました。私 たちはその信頼関係を基礎に、真備町に住民自治と民主的な運動の高揚が始まる核を醸成できれば、それこそ ガーベラ (希望) の芽が吹き出す「お世話係」としての役割が果たせると思います。

千曲川堤防決壊現場(長野県長野市長沼地区)より報告 長沼地区支援会議 土屋栄美子

2019年10月12日から13日にかけて東北信を襲った台風19号で、千曲川堤防は約30カ所が越水、決壊は6カ所に及びました。私の住む長沼地区の穂保では70mに渡って堤防が決壊し、濁流に飲み込まれる集落が日本中に放映され、地区内にある長野新幹線車両センターも4.3m浸水しました。

住宅被害は県全体で約10,000世帯、長野市が5,000世帯であり、長沼地区は900世帯の内の560世帯が全壊、大規模半壊と半壊が250世帯という被害でした。堤防に沿った地域であったため、凄まじい勢いで瓦礫と泥が家と道路と田畑に押し寄せ、破壊し、家や車などあらゆるものが流されて、水が上がって来る水害とは全く違う大規模な被害となりました。越水を想定していなかった住民が殆どであった為、避難が遅れた人の多くがヘリコプターで救助されました。

長沼は千曲川とその支流の浅川の合流地点に近く、長野盆地の中でも最も低い場所です。また地域に添って流れる千曲川の河川勾配は、長沼に入ると途端に傾斜が緩くなり、土砂が堆積しやすくなります。そして堤防の長沼区間(5km)とその上流10数キロは川幅が約1km あり、ピーク流量が8,000 ㎡/s であるのに対し、長沼より3km 下流の立ケ花地域では川幅が200m~300mしかなく、ピーク流量が6,000㎡/s です。構造上、長沼とその下流の豊野地区が洪水調整のプールの役割を果たしているため、根本的な洪水対策としては、下流、特に立ケ花橋周辺の川幅狭窄部を広げることが必須であるにも関わらず、そこが対策されないままになっていたことが改めて明らかになりました。

長沼では、「何故ここが決壊したのか」「やはりこの場所だった」この矛盾するようなやり取りがずっと続いています。長沼には戦国時代に武田信玄が築き、5代将軍綱吉の時代まで続いた「長沼城」があり、本丸跡は決壊箇所より1キロ上流の堤防の下になっていました。決壊箇所は北三日月堀のあった所です。決壊した堤防を挟んで川表と川裏の下に堀が通っており、堤防が改修される前の昭和30年頃までは沼地でした。その為ここは堤防の弱体や沈下が起きているのではないか、と常々住民が心配していた場所でした。

国(千曲川河川事務所)は決壊の主要因を地質調査等により「越流により川裏部が洗堀され、堤防部が減少して川表からの水圧に耐えられなかった」と結論し、住民からの様々な疑問を退けました。決壊を引き起こした要因である「越水」が何故起こったのかについては、現在も一部の住民と住民団体は、国土地理院の災害前のデータを示して「決壊地点の堤防が

対岸及び上流点、下流点に比べて低かった(40数cm?)ことが越水の原因」と主張しています。従って住民は「堤防の嵩上げ」を第一の要求としてきましたが、長沼区間を県道化と堤防の余盛を合わせて平均で90cmアップすることに決まりました。しかし今回1kmに亘り最高80cmの越水があったことに対し、2019年以上の雨が降ったらどうなるのか?この疑問に対して国は、「千曲川水系緊急治水対策プロジェクト(R9年度完了予定)」により、立ヶ花等の河道や河床掘削、遊水池の整備、堤防の強化を行えば流下能力が高まると説明しています。

堤防の強化については、国会でも取り上げて頂いて、国の技術検討会は「全面被覆型堤防」を全国に先がけ千曲川の村山橋から立ヶ花までの両岸に適用することになりました。緊急治水プロジェクトにしても被覆型堤防にしても、住民団体や良心的研究者、民主的な政党、団体が長年主張してきたものであり、国もここへきて従来の治水対策を根本的に変更せざるを得なくなってきていると感じます。

全国の堤防決壊場所に造られている「防災ステーション」が長沼(4 ha)にも建設されます。後から国は「ステーションは堤防の強化にはならない、災害の時の土砂置き場で、防災備品の備蓄やヘリポートなどを造る」と説明しました。しかし建設を決める過程は、国からの住民への説明会もないうちに、住民の代表機関である「長沼地区復興対策企画委員会」が全戸にアンケートを取り(回収率30%台、賛成80%)、それを根拠として防災ステーションの建設が決まりました。住民は、ステーションが決壊箇所に張り付く形で建設されるため、堤防が強化されると思わされたのです。

長野市がこのステーション上に支所・交流センターを再建する提案をし、この提案を住民 代表機関が要望した形をとったため、住民から出された「長沼城跡と遺構が下敷きになって しまう」「近隣地区の土砂置き場など不要」などの反対意見は、住民集会などで何度出して も後の祭り状態となってしまいました。

この「長沼地区復興対策企画委員会」は、行政とやり取りをする住民側窓口として被災後 2か月で作られましたが、区長会を中心とした構成で公募も受け付けずに出発した組織で、 住民からは、行政の言いなりではないか、住民意見の吸い上げが出来ていないなどの批判が 多数出されています。現在も、防災ステーション上の利用や管理について、充分に住民に知 らされないまま進んでいく状態があり、委員会の内外で改善しようと動いています。

長沼では被災後の人口流出により地域の維持が大変ですが、復興に関わる住民団体が10 を超えて作られ、社協やボランティア団体などと協力して活動を続けています。こうした住 民主体の活動が、地域の人みんなの復興感に繋がればいいと思っています。

くご参考> 信濃毎日新聞掲載記事

2019年10月17日

対策実らず新幹線浸水 車両センター過去にも氾濫の地

台風19号の大雨による千曲川の堤防決壊を受け、北陸新幹線(長野経由)の車両が浸水した 長野市赤沼の「長野新幹線車両センター」を巡り、センターを建設した鉄道・運輸機構(横浜市)は 16日の信濃毎日新聞の取材に「建設当時は必要な設計をした」との考えを示した。一帯は歴史 的に氾濫を経験してきた。センターを借り受けて、運営しているJR東日本は「復旧が最優先で、再 発防止を考える段階にない」としている。

JR東日本によると、千曲川の西側約1キロに位置するセンターは、北陸新幹線車両の修繕や検査、翌日の運行に備えた留置に利用。1997年の同新幹線長野—東京間の開業に合わせて、同機構前身の日本鉄道建設公団(鉄建公団)が車両基地として設置した。

長沼地区の新幹線対策委員会が93年、県と長野市、鉄建公団と確認書を締結。遊水地的な機能を果たしていた農地に車両基地を建設することを受け入れる一方、県に千曲川支流の浅川上流に現在の浅川ダムを早期完成させるよう求めた経過がある。

地元区長の男性(67)によると、一帯はもともと水田が広がり、「長沼や赤沼といった地名が表すように、水害をたびたび被ってきた」。近くで浅川と千曲川が交わり、ずっと氾濫を警戒してきたという。

機構は、そうした土地への建設に当たり、82年に県が作成した浸水被害実績図を参考に盛り土をしたと説明。同年以前の水害で最深の浸水よりも90センチ高くなるようにしたという。再発防止策について、機構は「国や沿線自治体の負担金がなければ難しい」としている。

長野市が「100年に1度」の大雨(計画規模降雨、千曲川流域全体で2日間で186ミリ)を想定して作った防災マップでは、センターは5メートル以上の浸水が見込まれる区域に含まれる。国土交通省北陸地方整備局の速報値では、千曲川の立ケ花地点から上流域の2日間雨量は計画規模降雨とほぼ同じ186・6ミリ。国土地理院の推定では浸水はセンター近くで深さ4・3メートルとなり、事前規定に近かった。

今回の水害では、センターにあった全10編成(1編成12両)の車両下部が水に潰かり、2編成が脱線。北陸新幹線は、これらを含む30編成で運用し、平常時は24編成を営業運転に投入していた。 JR東日本広報部は「検査や予備車の確保もある」として24編成のみでは運行に支障が出ると説明。車両をセンター外に「避難」させなかった理由については「その対応を含めて今後、振り返りたいが、まずは復旧を最優先に考えたい」としている。

台風 19 号による被害は人災である

台風 19 号多摩川水害を考える川崎の会 台風 19 号多摩川水害川崎訴訟原告団 事務局 船準了

はじめに

「・・・外にボートが来た。消防の人?家の前にボートが来るってすごい光景。 避難しないことを伝えると『この後は助けに来られないから 2 階以上に上がり自力で身の安全を保ってくれ!』みたいな事を言われた。もう覚悟を決めよう! 聞こえるのはゴーゴーという風の音、ザーザーと雨の音、ピーピープープーと鳴る水没した車たちの警報音。停電で街灯も信号も消えて真っ暗、見えるのは水没した車たちの警報ランプ、日ごろのワンコの散歩用に用意してある懐中電灯で照らすと、辺り一面の黒い海(ほんとは茶色く濁っていたんだろうけど暗がりでは真っ黒)…水は玄関からやってくると思っていたがとんでもない。家の床と壁の間、クローゼットの奥あらゆるところから黒い水があふれ出てくる。もはやホラー映画かパニック映画か!いや現実である・・・」

その後の様子、被災12日目までブログで綴ってあります。これは、私たちの会の中心的なメンバーのひとりで司会業をやっているKさんのブログです。

2019 年 10 月 12 日、関東地方に上陸した台風 19 号は 19 時前に伊豆半島に上陸し同日 21 時には川崎市高津区を通過し、多摩川流域の各観測所では過去最高の雨量を観測し、川崎市内では死者 1 名、全壊家屋 38 件、半壊 9 4 1 件、床上浸水 1 1 9 8 件と川崎市内の多摩川流域住民に多くの被害をもたらしました。

被害は、多摩区の三沢川流域住民、排水樋管として宇奈根、二子、諏訪、宮内、山王、そして川崎区の港町河口水門と全市に渡りました。

台風 19 号の被害は川崎市外にも多くの被害をもたらしましたが、武蔵小杉駅 周辺の高層マンションの地下電源が水没したために、1 週間以上、電気、水道が ない生活を送らざるを得なかった問題でマスコミでも大きく報道されました。

私たちはこのマンション群の人たちとも協力して中原区の被災者を中心にこの台風被害の原因について、川崎市にあるという視点でこの問題に取り組んできました。ここでは、この間の取り組みと今後について述べていきたいと思います。

I. 何が問題になっているのか

川崎市は今回の台風水害の原因と今後の対策について、「次期台風シーズンが来る前に対策を行う」という名目のもとに、市の当局内(排水樋管に関わる上下水道局と河川に関わる建設緑政局)のメンバーで「検証委員会」を発足させ結論として、「想定外の台風であった」「樋管ゲートを開けていたのは樋管操作手順によるもので問題はなかった」と結論づけ、川崎市の責任がなかったとし

て住民への損害賠償などには応じない姿勢をとっています。

過去の台風で浸水被害を起こしている地域もあり今回の台風が過去を上回る雨量が予測されているのに「想定外」として責任回避するのはおかしい。また、多摩川の対岸の狛江市、世田谷区、大田区ではこの台風 19 号については多摩川からの逆流を防ぐために「樋管ゲート」を閉めようとしていたのに、川崎市だけが開けっ放しにしようとしていたのは明らかに行政の落ち度である。この 2 点については司法手段を含めて今後追及していく課題になっています。それでは、この台風 19 号に対して住民サイドでどういう取り組みが行われてきたのかを述べていきたいと思います。

Ⅱ「台風19号多摩川水害を考える川崎の会」の結成に向けて

(1) 有志の会結成と市への要望書

この台風被害の後、過去の多摩川水害裁判に携わったことのある川崎合 同法律事務所の弁護士の呼びかけで、中原区内の被害者、住民で相談会をひら き

今回の問題は単なる「自然災害」ではなく、問題点をはっきりさせるよう、被害 者住民を中心にみなさんに呼び掛けようということになり、まずは、台風被害 の

原因について学習会を計画し賛同者を募り、市への要望書提出の取り組みを行うこととしました。

<川崎市への要望書の骨子>

台風 19 号多摩川市街を考える川崎有志の会準備会

- ① 台風 19 号による浸水被害の原因について検証委員会を設置し検証すること。検証委員会は、川崎市と利害関係のない河川、法律等の専門家ほか、市民(被災者地域の代表等)によって構成すること
- ② 川崎市の責任を認め被災者の生活再建と完全賠償をすること。
- ③ 二度と水害が起こらないよう速やかに再発防止策を示し実行すること
 - (2) 怒り沸騰の住民説明会

昨年の10月の台風被害後、樋管ゲート周辺では被害地域で市の住民説明会が11月より計8回、2017人の参加で行われました。川崎市の説明は、「想定外のできごと」「樋管ゲートを閉めなかったのは排水樋管の操作手順にのっとって行ったものである」として市としての責任がなかったことの弁明の場になり、住民からは多くの批判、意見が出されました。

- ○「水は高いところから低いところに流れるのは小学生でも分かるのに、ど うして多摩川から水が流れ込んでいるのにゲートをしめなかったのだ」
- ○「門を閉めなかった理由が『丸子ポンプ場に浸水したためにゲートを閉め

ようとしたが閉めるのに時間がかかった』とあるが、住民の生命と建物被害を防ぐのが第一優先ではないか」など、市の姿勢に対する批判が多く出され、私たちもこの会場で、市の対応の問題点を指摘し、学習会を行うことの案内チラシをみなさんに配ったりしました。

(3) 第1回 学習会 準備会の発足

12月4日に川崎市総合自治会館で元国土交通省の坂内さんと川崎合同 法律事務所の川岸さんを招いて今回の台風19号について河川の専門的立 場と過去の水害問題での法律的な問題について報告してもらい、被災者から は被害の状況を報告してもらいました。

この集会には 180 名余りの人が参加し、その場で前記の「川崎市への要望書」に同意してもらう人には会に入ってもらい、「有志の会」としての世話人になってくれるように呼び掛けました。

(4) 市への要望書提出

翌日12月5日に市に対して計216名の名前(ほとんどが昨晩の学習会で署名してくれた人)で市長あてに要望書を提出し、その後、市議会の各派議員へ要望書を提出したことを報告し記者会見も行いました。この要望書については、同月25日に市より回答書が送られてきました。その内容は「ゲート操作については、大変厳しい状況の中での判断であった…」「今後につきましては、下水道や河川を専門とする第三者の意見を聞きながら進める、浸水被害の検証(検証委員会になる)を踏まえ、適切に対応してまいりたいと考えております」とされており、12月27日に「令和元年台風19号による排水樋管周辺地域及び河川関係の浸水に関する検証委員会」(略して「検証委員会」とする)が設置されそこでの検証が今回の台風19号災害の原因究明と今後の対策について担う組織となっていきました。

(5) 「会」の発足から

川崎市からの「要望書」の回答を受けて、ちょうどその日に私たちの「会」の世話人会を提案したこともあり、その世話人会(40人以上が登録)で私たちの会を「台風 19 号多摩川水害を考える川崎の会」とし、この問題については市議会でもしっかり取り上げてもらいたいという願いで、市議会に「請願書」を提出することにしました。年末からの準備で忙しい中でしたが、請願書の内容を決め、今年の1月10日の世話人会で署名の内容を確認し、1月15日には約130名の参加で今回の多摩川水害の検証についてこの問題に取り組んでいた小森次郎さんや、気象予報士の佐藤元さん、河川工学の立場から中山幸男さんの話を受けて、参加者を中心に署名運動に取り組んでいくことを相談する会を開きました。

年末から、市は先述の「検証委員会」の発足や、被災者生活再建支援法の

対象(全壊、大規模損壊住宅)になっていない床上、床下浸水で罹災証明が発行された住民に対して、市独自として一律に30万円支給する(約3000件9億円を補正予算で)ことの方針が出されていました。

「会」では、専門家を呼んで3度の学習会を行い、請願書名について 市議会の議員への働きかけ、マスコミにも訴えるなどの機会を得ながら全市 的な運動として広がった運動となってきました。

Ⅲ. 会の取り組みより

(1) 各専門家からの助言を受けて

今回の台風被害については、まず、行政側が自分たちの身内でこの台風19号の原因と今後の対策について「検証委員会」をつくって「市としては今回の台風19号による被害は『想定外でしかたなかった』が今後、短期、長期に分けての対策方針を打ち出す」という結論を出しました。それに対して私たちは、国交省の元役員で河川について詳しい専門家の話や、今回の台風被害について独自に研究した人、気象学の立場で研究している人、「災害に強い」まちづくりの視点で取り組んでいる人、災害後の復旧についての住宅改築についての専門家、そして私たちの中心メンバーとなっている弁護士からは市の責任ついての究明など、それぞれの専門分野の助言を受けながら私たち自身が行政に任せておくのではなく自ら学習することで運動を広げることができました。

(2) 請願署名の広がり

①請願署名の内容

私たちは、市に提出した要望書を踏まえ4点に渡っての請願を市議会に提出しました。(請願署名用紙参照) 請願署名の中身については市議会の担当委員会となった環境委員会の議員の多くの方が賛同してもらえる内容になっていましたが、「被災者の生活再建のため完全賠償をすること」という部分についての賛同が得られずに最終的には共産党の議員のみが紹介議員となりました。

②広がる署名の広がり

今回の署名運動の特徴は、被災者地域での切実な要望として広がっていった ことです。最終的には7648名の賛同で市議会に提出しましたが新たな署名の広 がりがありました。

<切実な被災者住民の願い>

被害が一番広範囲に広がった上丸子山王町地域の事務局のメンバーが自分の家をポストにして、被災者地域に自宅の地図を書いてチラシを全戸配布したところ、600を超える署名用紙が自宅ポストに届けられ、駅頭で署名をすると自分ではその署名活動には参加できないが自分で集めた署名を届けに来てくれる人もいました。他地区でも被災にあった地域からは署名が多く寄せられるなど被災者地域からの切実な声が届けられました。

<髙層マンションからも>

今回の台風 19 号被害では武蔵小杉駅周辺にある高層マンションで地下電源

が水没し、1 週間以上電気、水道のパイプラインが切断され、高層階の人はエレベーターも使えず、トイレも使えなという事態になり、マスコミでも大きく報道

されました。

武蔵小杉駅近くの高層マンション群では12棟でエリマネ(町会組織のようなもの)というマンションの共同団体を組織しており、川崎市に対して「二度と同じような被害を起こさないための」要望書を市長あてに短期、中期、長期対策についての要望書を提出していました。要望書には「市の責任を追及しない。損害

賠償を求めるものではない」という趣旨が述べられており、明らかに私たちの請願署名とは異なるものでした。しかしながら、私たちの会にも高層マンションの人たきもからでしている。という要望も行ってほしい」という要望もあって私の事務局に相談に行って私たのもあって、各でもいるが、ところによりました。で検討してもらり」ことになりました。正

| | No | マンション 名 | 署名数 | 実戸数 |
|---|----|------------|------|------|
| × | 1 | MS | | 796 |
| 0 | 2 | SFT | 390 | 643 |
| 0 | 3 | RM | 76 | 389 |
| 0 | 4 | K | 237 | 689 |
| | 5 | RK | | 542 |
| 0 | 6 | RE | 149 | 542 |
| 0 | 7 | EM | 62 | 326 |
| 0 | 8 | WT | 238 | 506 |
| 0 | 9 | PT | 91 | 450 |
| Δ | 10 | GTE | 4 | 592 |
| | 11 | GTW | | 613 |
| | 12 | СТ | | 800 |
| | | | i I | |
| 0 | 13 | SH | 533 | 188 |
| | | 合計 | 1780 | 7076 |

直、最初は余り期待していなかったが、12のマンションの9のマンションから返事があり、ひとつだけは「署名活動も政治活動のひとつなので当マンション

ではご協力できません」という返事がありましたが残りの8のマンションからは個々のマンション理事会としては取り組めないが、「会」の説明文と一緒に署名用紙を全戸配布するのは良いという返事がきました。(あくまでも理事会としては紹介するということ)上記の13番のマンションはエリマネに所属していないマンションで、マンション独自に理事会として、「共有部分に対する被害に対

しても保障の対象として欲しい」内容の陳情を川崎市議会に提出しています。

番は全戸配布ではなくポスターで掲示してそこに署名用紙を置き、賛同する人は署名箱に投書する形をとったので極端に少ないですが、それ以外は私たちが個々のポストに全戸配布し、コンシェルジュ(受付)がいるカウンターにアンケ箱を置いてもらい私たちが取りにいく形をとりました。その結果表にあるように合計7076世帯のマンションから1780人の署名が集まるという思わぬ署名が集まりました。エリマネとしては「市の責任を問わない、賠償責任は求めない」要望書を出しており、理事会では取り組むことができなかったもの

マンション住民からこれだけの賛同が得られたことは今回の台風被害に対して市の姿勢に対する批判が根強くあったのではないかと思います。

署名の中には、わざわざ「ごくろうさまです。完全賠償ということでは賛同できませんので」と付箋を貼って空欄の署名用紙を投函した人もいますが、明らか

に子どもの字で、署名の賛同人に名前を書いてくれた人が何件かあり、親が子 ど

もにしっかり説明して書くようにさせたと思うと胸が熱くなる思いで署名を数 えたりしました。医療生協などの団体からも多くのご協力をえたことも私たち の会の励みになりました。

③ 請願審議より分かった市の姿勢

の

2月14日に提出した請願署名は、新型コロナウイルス関係の対策もあり の

びのびにされていましたがようやく 5 月 21 日に環境委員会、同月 27 日にまちづくり委員会で審議されることになりました。特に樋管を管轄する上下水道局が担当局となっている環境委員会ではいくつかの問題がありました。議員の質問に対して、台風 19 号の住民説明会での参加状況について十分こたえられない。住民の被害の状況についても「今後情報共有をしていく」。検証委員会の専門家は川崎市と利害関係があるのかとの質問に対して「3 人は利害関係がある」と平気でこたえ、最後には、ある無所属の議員から「あなたたちにはマインドが感じられない」と住民の立場で行政を行っていないことへの批判がされました。そして、私たちの請願に対して「請願に対する本市の考え」という答弁書が提出されていました。

④ 「請願書に対する本市の考え方」の問題点

私たちはこの文書を読んで、まずは、これは上下水道局が自分たちの組織を 守るための答弁書に過ぎないものでした。

(本市の考え方)

本件ゲート (樋管ゲート) の操作手順は、下水道事業の本来の目的が内水排除 であることを主眼としており…これまでは逆流により浸水は確認できなかった ことから、従来の水位であれば、その目的に適合した妥当なものであったと考 えております。」操作手順で「降雨がある場合や、大雨洪水警報が発令されてい る等、降雨の恐れがある場合は排水管ゲートを全開にする」として自分たちの とった行為を正当化しているが、そもそも操作手順の元となる操作要領では(操 作の目的)として第二条「樋管ゲート操作は多摩川の洪水、高潮及び遡上した津 波による逆流を防止し、流域住民の生命や財産を災害から防御することを目的 とする」とあるように、操作手順はあくまでもこの要領に基づいて行わなけれ ばならいはずなのに明らかに矛盾した行動をとっていることです。もしその操 作手順を正しいとするのならば今までそのままの考えで放置していた責任も問 われるはずです。現に多摩川対岸の狛江市、世田谷区、大田区ではゲートを閉め ることになっていることを考えれば川崎市の施策は間違いとして認めるべきで あり、「検証委員会」の結果、今後については「順流が確かめられないときはゲ ートを閉める」というように方針を変えることにしており、自らの過ちを認め るべきものです。

(3) マスコミ報道の意義

台風被害は川崎市全体としては一部の地域が被害を受けただけで、被災 者住民以外の人に関心をもってもらうことは困難であり、中原区の被害の大 き

題が多くの人へ宣伝されなかったために、その後の対策も不十分であったため

に今回の被害も大きくなったと言えます。

そういう意味では、多くの市民にも理解してもらうためには記者会見で新聞 報道してもらい、またはテレビなどのマスコミでも取り上げてもらうことは 貴重な場となります。

今回の台風 19 号災害については、川崎市の住民もインタビューされる 場面もありましたが印象的な三つの特集について触れたいと思います。 \bigcirc 2019 年 1 1 月 1 7 日 13:00 TBS 噂の東京マガジン

「ゲートをしめるのに手動でやっている。命がけではないか。今ど き手動でやっているとは閉める人も命がけでは?東京のように貯水池 のようなものを設けては?」(会のメンバーの住民発言)

⇒東京都の大規模な貯水管の設置や杉並区での中央管理室を設け

て水門の開閉作動の紹介をして川崎市の遅れを指摘。

⇒今後の市の対策にも影響を与えているように思われます。

○3月11日 TBS 震災9年目 「想定外」から命を守れ

特集の中で、武蔵小杉駅周辺のフォレストタワー(地下電源が水没し1週間以上もの電気、水道がストップした高層マンション)でマンション内の 900 近くの LINE で住民がつながり、住民総がかりで浸水被害を食い止めようとしたこと、災害援助物資についてエレベーターは使えないので○○階の階段に▽▽があります」など住民が支えあった取り組みの紹介。

○6月30日 NHKBS アナザーストーリーズ「多摩川水害と岸辺のアルバム」では、狛江市の多摩川水害で多くの住宅が流されたことに対して川崎の弁護士や地元住民が訴訟を起こし、最高裁で16年かかって実質的な勝利を勝ち取った紹介は私たちの今後の戦いの参考になりました。

Ⅳ. 訴訟団結成に向けて

請願署名に対して、川崎市は「請願に対する本市の考え方」という見解を環境委員会で提示してきました。私たちはこの見解が上下水道局の見解ではなく「本市の考え方」となっていることで川崎市に質問状を提出しました。(提出後記者会見し、いくつかの新聞でこの内容が報道されました)現在はこの回答を待っている段階です。市は新型コロナウイルスで集会をもつことが困難だったこともあり、「検証委員会」で「この報告結果についてはきちっと住民説明会を開いて市民に説明するように」という確認もあり、この7月13日から、中原区の上丸子小学校、宮内小学校、下沼部小学校、高津区では東高津小学校、久地小学校を会場にして、山王、宮内、諏訪、二子、宇奈根樋管に関わる住民説明会を事前申込制にして開催されました。

その中で、市はあくまでも市の責任を認める立場にはなく、被害住民に対しても「これ以上の補償は考えていない」という立場を明らかにしました。

市議会の論議の中でも、議員の何人かからは「これは裁判で訴訟に訴えるしかないですね」「裁判に訴えれば勝てますね。」などの各派の議員まわりをする中で声掛けをしてもらったりもしました。台風 19 号の災害後、新型コロナウイルスの影響を受けて、被災者の中には疲れきっていて、この問題に取り組む力を失っている人も増えてきており、あらためて被災者住民に裁判に訴えることの意義を伝えていきました。

2020年10月12日、あの台風19号水害から1年目に「台風19号水害訴訟に向けてのキックオフ集会」が行われ、被災者を中心に185名が集まり、マスコミ等でも報道されました。台風シーズンを前に、議会には「継続審議」になっている私たちの請願に対する審議を速やかに行うことを要望しています。この

集会をスタートにして、被害調査アンケート(被災地域 3000 枚の全戸配布を行っていた)に答えてくれた 240 名近くの人には訴訟についての具体的な方法なども書かれた水害パンフと弁護士との相談申し込み書を同封して、手渡し郵送などを行い、弁護士との個別相談会を行いました。

V. 台風 19 号多摩川水害川崎訴訟原告団結成をして

2021 年 1 月 17 日 33 名の原告の参加で「台風 19 号多摩川水害川崎訴訟原告団」を結成し、規約と役員の選出を行いました。

今までの、「台風 19 号多摩川水害を考える川崎の会」は支援者を含めての組織とし、今後、共催で様々な取り組みを行っていくことになりました。

(1) 横浜地裁川崎支部への提訴

被災者への原告への参加呼びかけを行い、3月9日に原告団72名で、 川崎市を相手に約2億6900万円の損害賠償を求める訴訟を横浜地方裁判所川崎 支部に起こしました。被害を受けた当初から「裁判しかない」と主張していた 方もおられ行政裁判として、市の今後の対策をきちっとさせるためにもこの 裁判の意義は、被害者への救済だけではなく、行政が川崎市民の生命、財産を 守る立場に立たせさせるためにも責任を明らかにし、今後の水害対策について 責任をもって行わせるための重要な位置づけとなっています。また、全国的に 水害訴訟が行われておりそれへの影響を与えるものではないでしょうか。

(2)被告代表者をめぐって

私たちは、この訴訟にあたって被告代表者として、市の行政トップの責任として 代表者を「川崎市長 福田紀彦」として提訴しました。しかし、5月になり、川崎市は 裁判所に対して地方公営企業法より市は下水道事業について地方公営企業を設置 することが定められており、その管理者は市長ではなく「川崎市上下水道管理者大澤 太郎」として被告代表者が違うとの上申書を裁判所に提出しました。

こちら側から 5 月になり市長が被告代表者であることの意見書を裁判所に出し、そのことを含めて今後裁判の中で明らかにされていく。

(3)第1回 口頭弁論の開始

コロナ禍や裁判長の人事異動、被告代表者を巡ってのやりとりもあり、提訴から 7ヶ月が経ち、あの台風19号水害から2年たった、2021年10月7日、第1回目の口頭 弁論が横浜地裁川崎支部で行われました。

この口頭弁論では、弁護団から被害の実相と市の責任論が話され、原告団からは 2人被害の実態について、映像を使いながら意見陳述を行いました。川崎支部での 映像機器を使っての陳述は初めてのことでもありそういう意味でも画期的な裁判の開 始となった。(今後の審議の中でも、必ず原告側からの意見陳述の時間を確保するよ うに

させています)

その日、場所を変えて記者会見を行い、夜には「2 周年 フォーラム」として、支援の人を含めた報告集会を行いました。その中で、裁判の報告だけではなく、「多摩川の問題・課題について」元国交省のメンバーだった方からの話もありました。

第2回 口頭弁論 2021年 11月30日 原告による意見申述

第3回 口頭弁論 3月8日 市からの反論について

(4) 現地見学ツアー

原告団、「川崎の会」の共催で、この間2回の水害被災地の「現地見学 ツアー」を行ってきました。原告団相互の交流と多くの人被害の実態について と多摩川を巡る問題点の学習も兼ねた企画として参加者からは好評な企画とな りました。

良かったことは、台風19号の水害の被害の実態について具体的に検証することができ、地形についての専門家(多摩川の旧河道を調べている)や水害対策に携わってきた過去の取り組みの話の歴史的な説明があり、現在の対策の成果と問題点も知ることができました。今回の私たちが問題としている、上丸子山王地域、宮内地域に続いて、第3回目は春に諏訪地域も計画をしており、まだ

原告に加わっていない人への呼びかけも含め貴重な機会としていきたいです。 おわりに

原告団のひとりの I さんは「私はこの裁判で負けても、この問題については引き続き川崎市の責任を追及していきたい」という決意を報告集会で話されました。

私達は、被害に対しての損害賠償だけを求めているのではなく、行政責任 を

明らかにし、二度と同じ過ちを繰り返さず、気候変動による台風集中豪雨の被害の拡大が予想される中で、川崎市が県、国と連携してしっかりとした対策をおこなわせるために原告団を増やし、「会」の活動を広げていこうとしています。

2019年の台風 19号による水害の被害は、5つの樋管ゲートを市が閉めなかったことによる水害被害地域(今回の裁判の対象としている)以外にも多くの被害を抱えている。今、市内では「安親多摩川の会」(安全で親しめる多摩川を求める会)を水害に関わる団体と一緒に結成して、国、県に対しても「多摩川の水害対策」について懇談会を行うなどの取り組みも行っています。

熊本県球磨川 7.4 水害の報告

子守唄の里・五木を育む清流川辺川を守る県民の会 中島 康

2020 年7月 3 日の夜半過ぎから降り出した雨は、梅雨の後期の頃によくあらわれる線状降水帯となり、九州中南部を西から東へ、天草の牛深から水俣、そして芦北地域から球磨川中流域山岳地帯に豪雨を降らせながら市房ダムの上流部と川辺川上流へ、その降雨域を伸ばし、消滅していきました。大体 7 月 4 日の午前 3 時頃から 7 時半前後までのことでした。

今回の雨の降り方の最も特異な点は、芦北方面から球磨川中流域である人吉市からその下流・八代市坂本町までの球磨川両岸の山岳地帯に猛烈な雨が降ったことと市房ダムの集水域の雨は、ダムの緊急放流の直前で済んだことと川辺川上流域の五木村から五家荘一帯はさほどの降雨ではなかったことです。 球磨川は人吉市の最も低いところを流れ、そのために球磨川両岸の山岳部から流れ出す球磨川の各支流は、西に向かって流れている球磨川に南北から流れ込むことになります。

これまでは市房ダムの上流と球磨川の支流である川辺川の上流の広大な森林に降った雨水が球磨川を流れ下り、下流域に水害を引き起こしてきたものです。人吉市や球磨村渡地区や下流では上流の雨の状況を知って対処することが出来たのです。 しかし今回は様相が一変しました、八代から人吉市をつなぐ高速道路が走る一帯は 1000m前後の山々が続きます、この山地から多くの支流が流れ出し、球磨川に注いでいます、今回はこの山地に、時間雨量100mm前後の雨が降ったのです。その結果球磨川沿川に急激な増水による水害を引き起こしてしまいました・

被害の状況 球磨川・川辺川上流部

球磨川流域では一部市房ダムの下流で堤防越水による田圃および自動車学校の浸水はあったものの、広範囲な浸水被害は見られませんでした。球磨川・川辺川の合流部より下流の氾濫は大変でした。

被害の状況 人吉市

人吉市内には背後の山地から山田川、万江川、御溝川等また反対側からも胸川、鳩胸川などの多くの支流が球磨川に流れ込んでいます。この支流の源流部に降った雨水はほとんど時間差がなく、人吉市内に流れ込んで来ました。市内で山田川の上流にあたるところでは、午前6時頃氾濫がおこり、見る間に床上1mの浸水になり、その他でも6時半から7時にかけ球磨川の流れとは反対方向からの流れで浸水が始まり9時前から流れの向きが球磨川と同じ方向になり9時40分から10時頃ピーク流量になったそうです。この時、球磨川下りの発船場では堤防上端から2m30cmの水位を記録しました。この日、人吉市の浸水面積は518ha、浸水戸数は468戸で下流の八代市まで入れると浸水面積1159戸、浸水戸数628戸となりました。

この日の水害犠牲者で人吉市 20 名の方々全てが球磨川本流ではなくピーク流量を記録する以前の支流の氾濫のために亡くなられたことが、水害後の聞き取り調査の結果判明しました。

ちなみに今回の球磨川水害の犠牲者は人吉市で20名。球磨村で25名(+行方不明1名)、八

代市坂本町で 4 名(+行方不明 1 名)、芦北町 1 名の計 50 名(+行方不明 2 名)を数えることになりました。この内訳をみると、65 歳以上の高齢者が 86%を占めているのが気がかりです。

被害の状況 球磨村

球磨村渡地区は支流の小川が球磨川に合流する平地で、人吉市の平野から球磨川の狭窄部への入り口に位置する集落です。この合流部には増水時小川を球磨川のバックウオーターから守る長大な導流提と排水ポンプ場があり小川の川幅も 2 倍に、堤防も2.5から 3m嵩上げされた国交省の自慢の場所でした。この小川の堤防と同じ高さまで土地の嵩上げをして、70 数名のお年寄りが入所されている老人施設千寿園がありました。ここも 7 月 4 日朝 6 時頃から小川から溢れた濁水で浸水が始まり、必死の救助活動をしたものの 14 名の犠牲者を出してしまいました。また球磨川沿いの家々は、1965(S40)年の水害体験から家を1.5mから2m嵩上げしていましたが、家の軒下までくる濁流と多くの流木が、津波の後かと思わせる状態で多くの家をなぎ倒していました。ここもはじめ支流小川の氾濫が始まり、その後球磨川の氾濫でピークをむかえました。

球磨村一勝地地区は球磨川の右岸沿いに家が並び、左岸には肥薩線の駅があり、流れ込んでくる支流に沿って家と施設があるところです。また球磨村役場は右岸の高台にあります。ここでは、球磨川の濁流は右岸沿いにあった家々を押し流し、6名の犠牲者を出しました。

球磨村神瀬地区は球磨川右岸に支流川内川が合流するところです、球磨川との合流するところが神瀬地区の中心地です。支流川内川は水害の日、多量の流木と驚くほどの土石を球磨川に向かって流し込んで来ました。そのため川内川の川底が堤防より高くなっていました。水かさは、球磨川のバックウオーターも関係してか各家々の軒下、2階に痕跡がある位でした。また川内川をさかのぼると、両岸に家がある典型的な山里です。ここを川内川の最上部から流れ落ちてきた土石流は護岸を壊し、家の土台をむしり取り家々を壊し、土砂に埋めながら球磨川に向かったのです。これだけの災害の中で、合流点の近くでの犠牲者は70,80,84歳の高齢者3名の方々でした。

瀬戸石ダムは神瀬地区をダム湖の上限とする下流にある発電ダムです。このダムは 3 日の午後には事前放流をしていましたが、ダム湖の流れ込んでくる水量に追いつかず、ゲートを全開放したのです。それでも追いつかず開放口よりうえに濁水の痕跡がありました。ダムから噴き出した濁流は、すぐ下流の肥薩線の瀬戸石駅を跡形もなく破壊し線路を捻じ曲げてしまいました。

八代市坂本町

八代市坂本町はかっては八代郡坂本村でした、八代市と合併して今の町名になりました。町の中心地は、球磨川右岸で球磨村の狭窄部の出口にあたるところで、かつては製紙工場があり栄えた町です。

この地にも油谷川という支流が球磨川に流れ込んでいます。この油谷川に沿った家筋は、早朝より浸水が始まり、9 時過ぎ水が引き始め、その後また急激に水が増えたとの証言があります。また坂本支所のある球磨川筋では9時過ぎの球磨川の増水で町全てが大きな浸水被害を被っています。球磨川左岸、八代市坂本町の対岸の合志野(おうしの)地区の少し上流の堤防

が 150m にわたって決壊し、ここも集落を津波の後のようになぎ倒していました。ここだけが 川が外に向かって決壊したところです。人吉市から八代市坂本町まで凄まじい被害を起こして きた 7.4 水害はここまでで、坂本町より下流には全く被害と思しきものはありません。

基調報告-2022年1月16日を、全国の水害被害者・関係住民の連帯した闘いの出発点に-

2022 年 1 月 16 日被災者・住民が決定する水害対策の実現を目指す全国交流集会 中島熙八郎

最も重要なことは被災者・被災地域が抱える諸困難の軽減と生活・生業の再建・復興である。

被災者の約3/4(2021年8月の被災者アンケート調査結果)が大規模半壊以上の被害を受け、69人(行方不明2、関連死2を含む)もが犠牲となった2020年7.4球磨川水系豪雨災害から1年と半年。被災した人々は、元の場所、仮設住宅、別の場所での再建や借家住まいなど様々な方法で、この間の生活を辛くもしのいできました。残念ながら、水害では命を失うことのなかった人々の中には、その後まもなく亡くなった方々もおられます。

「被害」の深刻さと不安を抱え、不安定な中でも生活・生業を続ける為の労苦は多大なものがあり、 さらに、多くの人々が安心で安全な安定した生活を取り戻す見通しを持てない状態が続いています。 国交省・県・地元自治体など行政が、この事実を、どう受け止め、真摯に力を尽くしているのかが、 被災者・住民の行政に対する信頼の程度を決定するのです。

復興に関するある地区での説明・話合いでは、説明や意見を聴き、質問等を受けるのは行政に雇われた権限を持たない「コンサル」であり、行政関係者は取り巻くのみで、住民の質問には十分に答えないという状態が繰り返されているとのことです。このような方式は、行政側が責任を回避するために用いる「常套手段」の一つです。しかし、これをもって「住民のみなさんに説明し、意見をお聴きしました。」とするのです。

みなさん、国・県・地元市町村など行政は信頼に足りるとお考えですか。

このような状況が続く中、すでに、元の場所・元の建物をリフォーム、修復して住まい、営業している人々がいる一方、高齢者を中心に、現住する仮設住宅にこのまま住みつづけたいと希望する人々。また、先のことを決めかねている人々。待ったなしの時間の経過とともに、対応は多様化するのは当然のことです。

それぞれの「選択」は、それぞれの方々の人権の行使なのであり、行政(公務員)は日本国憲法に 規定されたこの基本的人権に基づく選択を最大限尊重し、保障する義務があるのです。

元の場所に戻り、生活再建に着手できた人々でさえ、「もし、この前のような雨が降ったらどうなるのか」という不安は、今も付きまとっています。ましてや、生活再建の見通しを持つことが出来ない方々が多数にのぼるというような状況を、1 年半(約 550 日)もの間放置している行政(公務員)は許されるものではありません。

憲法は第13条で、国民一人一人の幸福を追求する権利について(国に対し)最大の尊重を求め、第25条では、すべての国民に対し健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有するとしています。 さらに、第17条では「何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは…国又は公共団体に、その賠償を求めることが出来る。」ともしています。

そして、第99条で、「…公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う。」とも。

国交省水管理国土保全局の「ストーカー」的ダムへのこだわり

この間の「流域治水」なる美名の下に進められている行政(国交省水管理・国土保全局が主導)専 決の治水対策には、上記「住民・地域の生活・生業の再建・復興第一」という基本的な問題意識はほ ぼ感じられません。まさに「惨事便乗型の(ストーカー的)ダム建設推進」姿勢がむき出しです。

先の調査結果では、被災者の望む水害対策中、「ダム」は僅か8.1%に過ぎず、その3倍近い21.1% が「(既存の) ダム撤去」を求めているにもかかわらず、国交省は流水型ダムを「科学的かつ最上の対策」として強行しようとしています。

蒲島県知事においては2009年「(穴あきダムを含む) 川辺川ダム建設計画の白紙撤回」を宣言しておきながら、今次災害ごの11月には「生命と環境の両立する流水型ダム」を熟考の末決断し国交省に要望するという茶番劇まで演じているのです。

12-2.水害対策への要望(2):大規模半壊以上被災率地域別(複数回答)

| 地域区分 | 90.0%以上 | | 80.0%以上 | | 60.0%以上 | | 50.0%未満 | | 全体 | |
|------------------|---------|-------|---------|-------|---------|-------|---------|-------|-----|-------|
| 水害対策要望 | 実数 | 率 | 実数 | 率 | 実数 | 率 | 実数 | 率 | 実数 | 率 |
| 宅地かさ上げ | 22 | 47.8 | 24 | 21.8 | 16 | 22.5 | 5 | 35.7 | 67 | 27.2 |
| 高台移転 | 18 | 39.1 | 22 | 20.0 | 9 | 12.7 | 4 | 28.6 | 55 | 22.4 |
| 堆積土砂の撤去 | 10 | 21.7 | 54 | 49.1 | 40 | 56.3 | 6 | 42.9 | 111 | 45.1 |
| 河道掘削 | 7 | 15.2 | 43 | 39.1 | 39 | 54.9 | 7 | 50.0 | 97 | 39.4 |
| 中川原を小さくする(撤去する) | 1 | 2.2 | 13 | 11.8 | 29 | 40.8 | 1 | 7.1 | 45 | 18.3 |
| 川幅を広げる | 8 | 17.4 | 12 | 10.9 | 12 | 16.9 | 4 | 28.6 | 37 | 15.0 |
| 堤防のかさ上げ | 9 | 19.6 | 50 | 45.5 | 16 | 22.5 | 7 | 50.0 | 83 | 33.7 |
| 遊水地の確保 | 8 | 17.4 | 26 | 23.6 | 17 | 23.9 | 5 | 35.7 | 57 | 23.2 |
| 田んぼダムをつくる | 4 | 8.7 | 18 | 16.4 | 11 | 15.5 | 2 | 14.3 | 35 | 14.2 |
| 流水型(穴あき)ダムをつくる | 3 | 6.5 | 13 | 11.8 | 3 | 4.2 | 1 | 7.1 | 20 | 8.1 |
| 市房等球磨川流域のダムを撤去する | 6 | 13.0 | 27 | 24.5 | 16 | 22.5 | 3 | 21.4 | 52 | 21.1 |
| 山林・山を保全する | 14 | 30.4 | 42 | 38.2 | 38 | 53.5 | 6 | 42.9 | 100 | 40.7 |
| その他 | 0 | 0.0 | 1 | 0.9 | 2 | 2.8 | 1 | 7.1 | 4 | 1.6 |
| 不明・無記入 | 7 | 15.2 | 16 | 14.5 | 12 | 16.9 | 3 | 21.4 | 39 | 15.9 |
| 合計 | 117 | 254.3 | 361 | 328.2 | 260 | 366.2 | 55 | 392.9 | 802 | 326.0 |

^{*1:}地域別については、「被災地不明」5票を除く241で集計

被災者・住民は「堆積 土砂撤去」、「山林の保全」 を真っ先に挙げ、「河道掘 削」、「堤防かさ上げ」、「河 道拡幅」など流下能力向 上を求め、「宅地かさ上 げ」、「高台移転」を求め ているのです。これらの 要望は、地域の条件・経 験に則した納得できる賢 明なものです。行政は何 故この事実を無視しよう とするのでしょうか。

13-2.住民の意見聴取・反映についての評価(2): 大規模半壊以上被災率地域別

| 10 L. E. M. D. M. D. M. C. | | | ・ハルストスのエルスーとのの | | | | | |
|--|-----|-------------|----------------|-------------|-------------|------------|--|--|
| 意見聴取・反映の評価 | 年齢 | 90.0% 以上 | 80.0% 以上 | 60.0% 以上 | 50.0% 未満 | 全体 | | |
| 被災者・住民の声が聴かれ、その意見 が反映されている | 実数 | 5 | 3 | 1 | 0 | 9 | | |
| | 率 | 4.5 | 6.5 | 1.4 | 0.0 | <i>3.7</i> | | |
| 被災者・住民の声が聴かれているがそ の意見が反映されていない | 実数 | 36 | 17 | 30 | 4 | 87 | | |
| | 率 | 32.7 | 37.0 | 42.3 | 28.6 | 35.4 | | |
| 被災者・住民の声が聴かれていないの | 実数 | 34 | 8 | 24 | 5 | 73 | | |
| で、意見が反映されていない | 率 | 30.9 | 17.4 | 33.8 | <i>35.7</i> | 29.7 | | |
| その他 | 実数 | 5 | 1 | 1 | 0 | 7 | | |
| - この地 | 率 | 4.5 | 2.2 | 1.4 | 0.0 | 2.8 | | |
| 不明,無罰了 | 実数 | 30 | 17 | 15 | 5 | 70 | | |
| 不明·無記入 | 率 | 27.3 | 37.0 | 21.1 | <i>35.7</i> | 28.5 | | |
| 回答者実数 | 110 | 46 | 71 | 14 | 246 | | | |

^{*1:}地域別については、「被災地不明」5票を除く241で集計

限界を示す矛盾に満ちた水管理・国土保全局の「治水」対策

(1)新たな河川整備基本方針について(2021.09.13 付け熊本日日新聞記事より)

◇新たな基本方針案は気候変動を加味。洪水時に球磨川に流れる想定最大流量について、人吉(人吉市)で現行の毎秒7千トンを8200トンに、下流の横石(八代市)では毎秒9900トンを1万1500トンに引き上げる。

※河道への配分流量については、横石は500トン増の8300トンとしているが、人吉地点は4000 トンのまま。(2007年5月作成の前基本方針との比較)

- ◆支流の川辺川で検討中の流水型ダムや遊水地といった洪水調節施設を整備すれば、7月豪雨と同規模の 洪水でも堤防は越えない。しかし、人吉より下流の大部分では安全に水を流せる目安となる「計画高水 位」は超えてしまい、堤防や護岸が危険な状態になる恐れがある。
- ◇国交省河川計画課は「過去のパターンを考慮して設定した雨の降り方に比べ、7月豪雨は降り方に偏りがあり、球磨川中・下流域の雨量が大きく上回ったためだ」と説明する。県幹部は「国交省はダムなどの洪水調節施設によって安全に水を流す目標の設定を"金科玉条"としてきたが、今回、大きく転換した」と受け止める。
 - ※既往の基本方針策定に際しては、過去の降雨記録を基に最大流量を設定してきた。にもかかわらず、今回は「過去最大の流量」となった2020.07.03~04の記録を除外している。「降り方に偏りがある」などは理由にもならない屁理屈でしかない。今後も線状降水帯等による豪雨は頻発することが予想され、雨量も増加することが考慮されるべきである。
- ◆小委員会メンバーでもある蒲島郁夫知事は6日の会合後、報道陣に囲まれた。洪水時に安全に流せない 方針案を受け入れるのかとの質問に「昨年の豪雨に対応する計画にしないのかという疑問は出てくると 思うが、委員会が最大限に努力した結論だ」と答えた。
 - 蒲島知事は7月豪雨を「500年に1度」の異例な事態にたとえ、「千人にテストを作る時、500年に1人の天才のために作れば誰も答えられない。それより、999人の平均に合わせないといけない」。地元知事として方針案に理解を示した。
 - ※人命にかかわることをテスト問題作成に例えるなど、とんでもない。被災者・当該地域住民を小 馬鹿にするような「この人」の人格が問われる発言である。
- ◇洪水時に安全に流せない区間が生じる危険性に対し、国交省と県は「被害の最小化を図る」との考えで 一致する。リスク情報の提示や避難体制づくりなどのソフト対策を強化し、地元住民を巻き込んだ「流 域治水」を推進すると強調する。
 - しかし、長期的な治水対策の目標が過去の実績に届かない現実は横たわる。「実際に起きた洪水に対応できない目標では住民は安心できない。異常気象が続く中、もっとひどい豪雨の発生も念頭に置くべきではないか」。球磨川流域を地盤とする県議の一人は疑問を口にした。
 - ※まさに「実際に起きた洪水」を、身をもって体験し、未曽有の恐怖を味わい、肉親を亡くした被 災者、流域住民の多くが同じ受け止め方をするのは当然である。では、何故熊本県知事や流域自 治体の首長の多くが、唯々諾々と「承服」するのか。とりわけ、熊本県には水害の大きな原因と なり、犠牲者を発生させた球磨川の多くの支流(二級河川)の水害対策を適切に実施してこなか った責任が問われる。さらに、流域自治体首長も含め(特定多目的ダムとしての)川辺川ダム白 紙撤回後の「ダムによらない治水対策=河川整備計画」策定、事業実施を国交省に忖度して進める ことなく無為に放置したことも。

②河川整備計画について(2021年12月14日付け熊本日日新聞記事より)

◆国土交通省は13日、昨年7月豪雨で甚大な被害が出た球磨川水系で策定する河川整備計画について、

熊本県人吉市の基準点で「50年に1度」、八代市で「80年に1度」の大雨を安全に流せる治水対策とする目標を示した。支流の川辺川への流水型ダム建設が柱で、計画期間はおおむね30年。

◆今回の整備計画が完了しても、「数百年に1度」とされる7月豪雨と同規模の洪水では被害を完全には防 げない。ただ、人吉市付近では堤防からの越水を、球磨村など中流域では家屋の浸水被害を防げるとし ている。熊本市中央区で開いた球磨川水系の学識者懇談会の会合で説明した。

※2020年7月豪雨では、中流域を中心に、多くの沿川集落で家の1階、ひどい場合は2階まで水 につかり、流失した住宅が多く発生した。その多くは河川整備計画のないまま、「川辺川ダム」で 調節することを前提にした高さでの宅地かさ上げが実施されていた。その「安心」が仇となり、 多くの犠牲者を出している。

- ◆整備計画は、現在見直しを進めている長期的な河川整備基本方針に沿って当面の対策を具体化するもの。 基本方針では、人吉市で80年に1度、八代市で100年に1度の大雨を想定している。
- ◇整備計画策定に当たっては気候変動を加味。降雨量を従来の1・1倍にして計算した。対策の目標とする流量は、人吉市の人吉地点で50年に1度の降雨時の毎秒7600トン、八代市の横石地点では80年に1度の毎秒1万1200トンとする。
 - ※1/80、1/00 などの大雨発生確率は、基本的には流域の想定氾濫区域内人口、同資産及び流域 面積等によって設定されたもの。決して精密かつ長期にわたる気象記録によるものでは必ずし もない。2007年の前基本方針ではその他に、「1/100 より小さい確率はない」、「他の水系と 比較しても著しくバランスを崩すものではない」、「球磨川水系では、計画規模を超えるような洪 水は発生していない(1953~2007年の間)」などとして 1/80 が決定されていた。
- ◆整備計画に位置付ける新たなダムは、普段は水をためない流水型。旧川辺川ダム計画と同じ相良村四浦 に本体の高さ107・5メートル、総貯水容量約1億3千万トンの同規模で建設する。
- ◇計画にはほかに、遊水地や河道掘削など今年3月に国や県がまとめた「流域治水プロジェクト」の対策を盛り込む。目標達成のため、新たに人吉市やその上流での河道拡幅や堤防整備なども追加。川下りやアユの生育など、河川の利用や環境との両立も図るとしている。

以上の記事に示される一連の流れは、水管理・国土保全局(九州地方整備局内)の「川辺川ダム建設」への、常人には理解しがたい頑迷固陋なまでの執念を示すとともに、彼らの「手持ちの政策手段・ 事業手段の限界」を示すものだと言えます。

ダムはさておき、「手持ちの政策手段・事業手段の限界」について述べておきます。

1 2020年7月豪雨の雨量、最大流量を除外する事

一部には「500年に一度」と表現されますが、川辺川ダムを治水専用の流水型にして建設し、他の対策を講じても、人吉地点上流部で 12 時間雨量 321 mmに達する豪雨による水害を防ぐことは出来ないことを国交省自身が認めているのです。このことは「水害を施設だけでは防げない場合がある」との記述が同省の予算概要説明中に見られるようになっていることを反映するものです。しかし、そういう説明は一切見られず、「偏った降り方」なる屁理屈を述べ立てるだけです。

気候変動の中、「偏りのない雨の降り方」などあり得るのでしょうか。線状降水帯は積乱雲の連続であり、山々が連なる地域では地形条件によって雨の降り方がランダムになることは当然のことです。

2. 整備計画で人吉地点を「1/50」雨量としている事

球磨川流域治水協議では当初、8,200 m^3/s を最大流量としていましたが、その根拠のひとつが、2020年7月豪雨時の最大流量7,900 m^3/s というものでした。加えて「川辺川ダムが出来ていれ

ば浸水面積は6割減らすことが出来ていた」ともしています。その前提は多分「人吉地点で1/80」だったのですが、そのままでは上記新聞記事中の「人吉市付近では堤防からの越水を、球磨村など中流域では家屋の浸水被害を防げる」ことにはならないので「1/50」に下げたものと考えられます。

3. 最終的には「逃げる事」に

今次の河川整備基本方針中にはソフト対策が前基本方針に比べ、多くの文言を割いて縷々述べられています。このことは、国交省の独壇場であった「施設による治水」の限界を求めざるを得ないことを示しています。そのこと自体、意味のあることですが、その具体策を講じるに当たっては、2020年7月豪雨時の一連の避難状況の綿密な点検を要しますが、支流の氾濫による多くの犠牲者についての詳細な原因分析は行なわれていません。「防災安全度」向上に真剣に取組むべきです。

4. 「流域治水」と言いながら9割近くを占める山(森林)の保全対策が欠落

今次水害の大きな要因の一つは、無秩序な山林の皆伐と杜撰な事後処理による山の崩落です。一連の対策の検討中にこのことに触れることはありませんでした。したがって、このような危険性の除去対策の具体化に関する記述は極めておざなりです。

ダムの限界と危険性について

① 流水型ダムは、ダム正当化の最終形

国交省水管理・国土保全局自身、流域の総合的土砂管理を論じる中で、ダムの存在が大きな障害になっていることを認めています。要するにダムは河川の自然な流れを遮断、或いは妨害する巨大な構築物以外のなにものでもないのです。今次企図されている流水型ダムは、その問題をダムを作る側から「解決する」究極の手段と言えるでしょう。したがって、これを否定されることはダムの全否定を意味する事になるのです。

② ダムは危険を貯め込み、一気に吐きだす巨大な危険物

球磨川上流の市房ダム、中流の瀬戸石ダム、鹿児島県川内川の鶴田ダム、肱川の野村ダム、鹿野川ダムなど、周知のようにダムは各所で災害を引き起こし、増悪させています。

水害の原因となる水・土砂・立木等を一箇所に膨大な量を貯め込みます。そしてダムを守る上で 限界に達するといわゆる「緊急放流」を行ない、それらを一気に下流へと放出するのです。とりわ け、ダム直下の流域が最も大きな被害を受けることになります。危険を貯め込み、一気に吐きだす 巨大な危険物とえるでしょう。危険は下流にとどまりません。上流においてもバックウォーターに よる水害を発生させているのです。

③ダムは、はじめから下流全域を守ろうとしていない

国交省はじめ、ダムの管理者は、直下を中心とするダム災害が発生している中でも「ダムによって、洪水の水位を〇〇汽下げた。」、「ダムでの調整によって避難する時間を〇〇時間とることが出来た」など、その効果をあげつらいます。その「効果」は、対象とする特定の地域に対するものであって、下流全域に対するものではないのです。そのことは、特にダム直下流、直上流の住民に明らかにされているのでしょうか。さらに、いわゆる「緊急放流」時にも安全に洪水を流下させ得る河川整備を行なっているのでしょうか。

④ダムは、山からの大量の土石・土砂・立木の発生を防ぐことは出来ない。

また、人工造林の過度の広がりや除間伐等の手入れ不足、皆伐や獣害等による荒廃の広がりは、 通常の大雨でも土砂・立木の流出を引き起こし、河床を埋め続けています。そして、豪雨等の洪水 時には、土砂堆積で底上げされた河床に大量の水とともに土石・土砂・立木を流下させます。ダム でこれらの発生を防ぐことは出来ませんし、貯水容量を減らすばかりです。砂防堰堤もしかりです。

2022 年 1 月 16 日を連帯した闘いの出発点に

① 国交省には被災者・被災地域が抱える諸困難の軽減と生活・生業の再建・復興を担う能力はない以上のように、今次水害を防ぐ上でも、今後の水害対策についても、国交省水管理・国土保全局が中心的役割を担うことは不可能であり、間違った方法だと言わざるを得ません。ましてや、被災者・被災地域が抱える諸困難の軽減と生活・生業の再建・復興の役割を担うことは出来ません。

「流域治水」と銘打っても、ダム建設や再開発にこだわり、山林保全・整備に関与しない「国交省(水管理・国土保全局ダム推進派)による(独りよがりの「科学的」と豪語する)治水論」はむしろ、障害にすらなりかねません。

② 住民を排除する国交省主導の閉鎖的集団による決定方式を打破し、住民決定への転換を

私たちは、このような考えの下に、1980年後半以来「ダムによらない利水・治水」、「ダムは造らせず、撤去を」、「治水安全度ではなく防災安全度を」、「行政決定ではなく住民決定を」などを求めて闘ってきました。

国交省(九州地方整備局、水管理・国土保全局(ダム推進派))、は、私たちの闘いに学び、近年、住民との直接的接触、意見交換を拒み、傘下に従えた「地方公共団体」と「有識者・専門家」、「地域・団体代表」からなる閉ざされた集団による決定を押し付ける方法を選択するに至っています。このような非民主的方法を打破し、民主的な住民決定へと引き戻すことが必要にして不可欠です。

③ 全国の水害被害者・関係住民の力の結集を

近年、日本の各地で災害が発生し、多くの被害をもたらしています。その中には行政による無為 や錯誤による人災と言えるものも少なくありません。併せて、災害復旧・復興や再度防災対策にお ける住民無視の、行政による独断専行すら横行する状況があります。

このような非民主的方法を打破し、民主的な住民決定へと引き戻すために、当事者である私たちが、先ず、各地で国民の権利として要求の声を上げましょう。災害をその状況と原因を含めて確認し、住民による災害史を記録すること。

そして、手をつなぎ再度防災に関する知恵や情報を共有すること。行政のテクニックを暴きその 情報の共有する事。互いの運動を助け合うとともに、共同した要求運動を作り上げること―など、 全国の水害被害者・関係住民の力の結集が求められています。

④ 日本国政府として、防災・救援・復旧・復興を連続、一体的・総合的に担う体制の整備を 東日本大震災・福島第一原発事故からの復興(再度防災、復旧を含む)のため、2011年12月、 内閣府の下に復興庁が設置されました。気候変動に起因する風水害・高潮被害の高頻度・大規模化、 火山・地震活動の活発化など、今や日本は「災害列島」と化しています。

前述の復興庁の機能を準用・充実した「特別」、「時限」ではない機関を政府の下に常設するなど、 防災・救援・復旧・復興を連続、一体的・総合的に担う体制の整備を強く求めて行きましょう。 国民の生命・生活・人権そして地域を日本国憲法に基づいて守る事こそ、国はじめ行政が責任を

持つべき真の安全保障なのです。

本日 2022 年 1 月 16 日を、全国の水害被害者・関係住民のみなさんとの連帯した闘いの出発 点にしようではありませんか。